

団体情報入力シート

必須入力セル	任意入力セル
--------	--------

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人青少年自立援助センター		
郵便番号	197-0011		
都道府県	東京都		
市区町村	福生市		
番地等	大字福生字武蔵野2351番地1		
電話番号	042-553-2575		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト		
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.npo-ysc.jp/ (法人本部)	
		https://www.kodomo-nihongo.com/index.html (定住外国人支援事業部教育支援事業)	
		https://minc-net.org/ (定住外国支援事業部中間支援事業)	
		https://twitter.com/kodomo_nihongo	
		https://www.instagram.com/ysc_globalschool/	
		https://www.facebook.com/kodomo.nihongo	
設立年月日	1977年 (法人の前身となる活動設立)		
法人格取得年月日	1999/06/09		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	コウノ ヒサタダ
	氏名	河野 久忠
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]		12
	理事・取締役数 [人]	11
	評議員 [人]	0
	監事/監査役・会計参与数 [人]	1
	上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]		151
	常勤職員・従業員数 [人]	82
	有給 [人]	82
	無給 [人]	
	非常勤職員・従業員数 [人]	69
	有給 [人]	69
	無給 [人]	
事務局体制の備考		

(5)会員

団体会員数 [団体数]		0
	団体正会員 [団体数]	0
	団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数		55
	ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
	個人正会員 [人]	20
	個人その他会員 [人]	35

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	10
申請前年度の助成総額 [円]	160,000,000
助成した事業の実績内容	2023年度緊急枠資金分配団体として実施中の事業です。海外ルーツ子育て等支援に取り組む実行団体10団体を伴走中。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	YSCグローバル・スクールとして受託した助成事業として、海外ルーツの人支援分野において得たものののみ記載 助成金名：令和6年度東京都在住外国人支援事業助成（東京都） 助成事業名：海外にルーツを持つ子どもと若者のための高校進学支援事業YSCグローバル・スクール プレップコース 助成額：5,000,000円 * 令和元年度より毎年受託 助成金名：平成30年～令和2年度子供が輝く東京・応援事業助成金（公益財団法人東京都福祉保健財団） 助成事業名：足立区外国人困窮・ひとり親家庭青少年のための学習・自立支援モデル事業「あだち・グローバルユースサポートプロジェクト」 助成額：3か年合計 9,454,000円 助成金名：WVJ新型コロナウイルス対策子ども支援事業 子ども支援団体への活動助成金（2020年）（特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン） 助成事業名：海外にルーツを持つ子どものためのオンラインサマースクール

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格		団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			公益財団法人日本国際交流センター	
郵便番号			107-0052	
都道府県			東京都	
市区町村			港区	
番地等			赤坂1-1-12明産溜池ビル 7F	
電話番号			03-6277-7811	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://jcie.or.jp/index.html	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/japancenterforinternationalexchange	
			https://twitter.com/jcie_org	
設立年月日			1967/04/01	
法人格取得年月日			1973/10/09	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カノウ イサオ
	氏名	狩野 功
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	22
理事・取締役数 [人]	9
評議員 [人]	11
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	25
常勤職員・従業員数 [人]	19
有給 [人]	19
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	15
団体正会員 [団体数]	15
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	60
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	60
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2
申請前年度の助成総額 [円]	148,250,000
助成した事業の実績内容	休眠預金等交付金を活用し、2022年度緊急枠として「外国ルーツ青少年の教育スタート支援事業」、ジャパン・プラットフォーム（JPF）とのコンソーシアムにて2022年度通常枠「アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援事業」の1年目事業を実施した。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	国際的な人の移動、日本の多文化共生に係る近年の助成実績のみを記載。 ・公益財団法人トヨタ財団『共生の未来』全国連携事業(2022年2月～) ・公益財団法人トヨタ財団「越境的移動における情報保障の社会基盤—公正で安定した移住の実現に向けて」(2019年11月～) ・公益財団法人トヨタ財団「移住当事者による政策提言：日韓の移住当事者の交流と学びあいを通じて」(2017年11月～2019年10月) ・公益財団法人渋沢栄一記念財団「外国人材の受入れに関する円卓会議」の設置(2018年度) ・一般財団法人MRAハウス「多文化共生と外国人受け入れについての自治体アンケート調査2017」(2017年10月) ・フリードリヒ・エーベルト財団、国際交流基金「ドイツにおける移民・難民政策調査プロジェクト」(2016年)

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

役員名簿

- [各欄の入力方法と注意点]
- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
 - ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
 - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
 - ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去 6 か月の兼職状況を記載してください。
 - ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
 - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
 - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
 - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
 - ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は Hを半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
 - ・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

- [役員情報の第三者提供について]
- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、JANPIAを経由して警察庁へ提供します。
詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
 - ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認してください。
 - ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セル

任意入力セル

☒ 役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

無職はありません

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考	JANPIA役員及び審査委員との兼職関係の有無（公募申請時においては過去6か月から申請時点までの期間について）
1	OK	コウノヒ サタダ	河野 久忠						特定非営利活動法人青少年自立援助センター	代表理事				なし
2	OK	クドウヒメコ	工藤 姫子						特定非営利活動法人青少年自立援助センター	専務理事				なし
3	OK	タキカワシュウゾウ	瀧川 修三						特定非営利活動法人青少年自立援助センター	常務理事				なし
4	OK	ヤクハルコ	夜久 晴子							理事				なし
5	OK	イノウエゲンキ	井上 源喜						日本地球惑星科学連合PEPS Editor	理事				なし
6	OK	クドウツヨシ	工藤 剛						あいクリニック（臨床心理士）	理事				なし
7	OK	クロサワサトル	黒澤 悟						特定非営利活動法人青少年自立援助センター	理事				なし
8	OK	マツダトシアキ	松田 敏明							理事				なし
9	OK	ヤスタケトオル	安武 徹						特定非営利活動法人青少年自立援助センター	理事				なし
10	OK	イシダタケミチ	石田 健倫						千葉東病院（臨床検査技師	理事				なし
11	OK	エノモトタケノブ	榎本 竹伸						調布市保護司	理事				なし
12	OK	ヤクヒロミ	夜久 弘美						国立開発研究法人 科学技術振興機構	監事				なし
13	check!													

役員名簿

- [各欄の入力方法と注意点]
- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
 - 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
 - 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
 - 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6か月の兼職状況を記載してください。
 - 提出の際はPDF等に交換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
 - 入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - 役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - 氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
 - 氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
 - 外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
 - 生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

- [役員情報の第三者提供について]
- 役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休職預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、**JANPIAを経由して警察庁へ提供**します。詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
 - 役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、**上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認**してください。
 - 役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セル

任意入力セル

☑役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

に役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。										事務局はありません				
番号	入力確認欄	氏名姓	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考	JANPIA役員及び審査委員との兼職関係の有無 (公募申請時においては過去6か月から申請時までの期間について)
1	check/	ジャビ7 9時	ジャンビア 太郎						一般財団法人 日本民間公益活動連携機構	理事長				なし
2	OK	ジャビ7 7月	J a n p i a 愛子						一般財団法人 日本民間公益活動連携機構	理事				なし
3	OK	ジャビ7 9時	助成 次郎						一般財団法人 日本民間公益活動連携機構	監事				なし
4	OK	7月3日	雨宮 孝子						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
5	OK	セマイヤデービッド	セマイヤ デービッド						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
6	OK	千野 境子	千野 境子						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
7	OK	成川 哲夫	成川 哲夫						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
8	OK	藤井 邦彦	藤井 邦彦						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
9	OK	福岡 伸次	福岡 伸次						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
10	OK	堀内 光子	堀内 光子						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
11	OK	目加田 説子	目加田 説子						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
12	OK	カーティス ジェラル	カーティス ジェラル						公益財団法人日本国際交流センター	理事				なし
13	OK	加藤 良三	加藤 良三						公益財団法人日本国際交流センター	理事				なし
14	OK	島田 京子	島田 京子						公益財団法人日本国際交流センター	理事				なし
15	OK	高須 幸雄	高須 幸雄						公益財団法人日本国際交流センター	理事				なし
16	OK	フルアー クリストフ	フルアー クリストフ						公益財団法人日本国際交流センター	理事				なし
17	OK	伊藤 聡子	伊藤 聡子						公益財団法人日本国際交流センター	執行理事				なし
18	OK	本田 敬吉	本田 敬吉						公益財団法人日本国際交流センター	監事				なし
19	OK	星 久人	星 久人						公益財団法人日本国際交流センター	監事				なし
20	OK	平手 靖彦	平手 靖彦						公益財団法人日本国際交流センター	理事				なし
21	OK	鶴岡 公二	鶴岡 公二						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
22	OK	山越 厚志	山越 厚志						公益財団法人日本国際交流センター	評議員				なし
23	OK	狩野 功	狩野 功						公益財団法人日本国際交流センター	理事長、代表理				なし
24	OK	木村 武	木村 武						公益財団法人日本国際交流センター	理事				なし
25	OK	柏木 豊	柏木 豊						公益財団法人 日本国際交流センター	評議員				なし
26	check/													

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	
団体名:	公益財団法人日本国際交流センター(JOIE)
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第21条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第22条1項	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第22条2項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第23条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第26条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第26条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第32条5項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第32条6項	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第44条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第45条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第43条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第44条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第43条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第48条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第51条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第48条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第33条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第34条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第37条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	情報管理基本方針	第2条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	休眠預金の活用対象事業における利益相反防止に関する規定	第3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	休眠預金の活用対象事業における利益相反防止に関する規定	第4条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	休眠預金の活用対象事業における利益相反防止に関する規定	第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第5条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条、第7条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規程	第2条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規程	第8条、第9条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規程	第6条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規程	第15条
(6)収支予算		公募申請時に提出	会計処理規程	第11条
(7)決算		公募申請時に提出	会計処理規程	第21条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。『記入箇所チェック』欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	外国ルーツ支援における地域的・分野的ひろがり応援事業
団体名:	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第4章 第22条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第4章 第23条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第4章 第22条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第4章 第23条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第4章 第21条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第4章 第26条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第4章 第28条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第4章 第27条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会の運営規定	(選任等)3	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会の運営規定	(選任等)4	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第4章 第31条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第4章 第32条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第4章 第31条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第4章 第32条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第4章 第30条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第4章 第34条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第4章 第36条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で 行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第4章 第35条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分 担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第2章	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出 してください	監事監査規程	公募申請時に提出	理事会の運営規定	(職務)5	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に 関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条～第7条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第9条～第10条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第2条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント等防止規程	全項
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開規程	第6条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	情報公開規程	第7条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員および役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第2条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第2条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規定	第3条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規定	第14条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規定	第7条
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間に以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与と規程	公募申請時に提出	職員給与規定	第1章、第4章
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規定	第1章第3条、第5条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第4条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第6条、第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第5条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	第6条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第2章 第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第3章 第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第3章 第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第3章 第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第1章 第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第1章 第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第3章 第18条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第2章 第6条

(5)金銭の出納保管	公募申請時に提出	経理規定	第3章 第22条、第23条
(6)収支予算	公募申請時に提出	経理規定	第5章
(7)決算	公募申請時に提出	経理規定	第6章

履歴事項全部証明書

東京都福生市大字福生字武蔵野2351番地1
特定非営利活動法人青少年自立援助センター

会社法人等番号	0131-05-000091		
名 称	特定非営利活動法人青少年自立援助センター		
主たる事務所	東京都福生市加美平一丁目12番地5		
	東京都福生市大字福生字武蔵野2351番地1	平成17年10月 1日移転	
		平成17年10月12日登記	
法人成立の年月日	平成11年6月9日		
目的等	目的 この法人は、不登校ないし引きこもり等を経験したため、又はその状態を継続しているために、一般的な就職等による社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている青少年（以下、「青少年」という）に対して、不登校ないし引きこもり等の状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な集団生活、共同作業等の基礎訓練を行う場、及び模擬的な就業体験の場などを提供することに関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得することに寄与することを目的とする。 特定非営利活動の種類 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 社会教育の推進を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動 (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (4) 環境の保全を図る活動 (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (6) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 事業の種類 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1) 青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営 (2) 不登校、引きこもりであった青少年が、自立を目指す一環として就労体験をする機会を提供する事業 (3) 上記(2)の事業として、漬物用野菜の加工事業、漬物、海産物等の物品販売及び乳製品等の製造販売事業、衣類・家具等のリサイクル商品の販売及び受託販売、リサイクル資源の再商品化業務及びその受託業務、清掃及びハウスクリーニング事業及びその請負事業、その他 上記事業に関連する諸事業の運営 (4) 青少年とその保護者に対する相談事業 (5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業		

	(6) ホームヘルパー養成講座等、社会福祉関連人材養成のための講習会開催及び青少年健全育成者養成講座等、社会教育関連人材養成のための講習会開催 (7) 青少年、高齢者、心身障害者等に対する移送・家事・給食・清掃及び生活改善支援・就労訓練等の福祉サービス事業 (8) 上記(7)の事業として、グループホーム運営事業、地域生活支援センター運営事業、ガイド及びホームヘルプサービス提供事業、自立支援センター運営事業等の地域福祉増進のための事業 (9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業 (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 (11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業 (12) リサイクル資源の回収・再利用促進事業 (13) 特定非営利活動を行う団体に対する情報提供・助言等の支援事業 (14) 上記(5)(13)の事業の一環として出版事業 (15) 上記(2)(5)の事業の一環として無料職業紹介事業 (16) その他 上記事業に関連する諸事業	平成28年 7月 7日変更	平成28年 7月12日登記
役員に関する事項	代表理事 岡 登 久 忠	令和 1年 8月24日就任	令和 1年 8月27日登記
定款		平成19年 1月15日改正	
5		平成24年 5月10日移転	
		平成24年 5月14日登記	
		令和 4年10月30日廃止	
		令和 5年 2月 9日登記	
4		平成20年12月 1日設置	
		平成20年12月 2日登記	
		令和 4年10月30日廃止	
		令和 5年 2月 9日登記	
5		令和 4年11月 1日設置	
		令和 5年 2月 9日登記	
6		令和 4年11月 1日設置	
		令和 5年 2月 9日登記	

東京都福生市大字福生字武蔵野2351番地1
特定非営利活動法人青少年自立援助センター

	7 [REDACTED]	令和 4年11月 1日設置
		令和 5年 2月 9日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 2月 9日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年11月 5日
東京法務局西多摩支局
登記官

青 野 由 美





申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	1	回



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について

同意を得ました

(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

団体代表者 役職・氏名

代表理事 河野久忠

分類

法人番号	団体コード
4013105000091	

申請団体の住所

東京都福生市大字福生字武蔵野2351番地 1

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

東京都福生市志茂183-1

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
公益財団法人日本国際交流センター	狩野 功	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

４．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

3.コンソーシアムに関する誓約欄の内容につき、誓約します

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

外国ルーツ支援における地域的・分野的ひろがり応援事業

事業の種類_第一階層

活動支援団体

事業の種類_第二階層

民間公益活動を実施する担い手

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

事業実施（プロジェクト実施）,組織運営,広報・ファンドレイジング,社会インパクト評価

支援分野_活動支援団体

A.事業実施（プロジェクト実施） B.組織運営 C.広報・ファンドレイジング D.社会インパクト評価

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 青少年自立援助センター という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を東京都福生市大字福生字武蔵野2351番地1に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を愛知県蒲郡市三谷北通5丁目141番地に置く。

3 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都足立区千住三丁目6番12ツオード千住壺番館4階に置く。

4 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都板橋区板橋3丁目6番17号SKTビル2階B・C室に置く。

5 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都八王子市東町3番10号 山善ビル3階・4階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、不登校ないし引きこもり等を経験したため、又はその状態を継続しているために、一般的な就職等による社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている青少年（以下「青少年」という）に対して、不登校ないし引きこもり等の状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な集団生活、共同作業等の基礎訓練を行う場、及び模擬的な就業体験の場などを提供することに関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営
- (2) 不登校、引きこもりであった青少年が、自立を目指す一環として就労体験をする機会を提供する事業
- (3) 上記(2)の事業として、漬物用野菜の加工事業、漬物、海産物等の物

品販売及び乳製品等の製造販売事業、衣類・家具等のリサイクル商品の販売及び受託販売、リサイクル資源の再商品化業務及びその受託業務、清掃及びハウスクリーニング事業及びその請負事業、その他 上記事業に関連する諸事業の運営

- (4) 青少年とその保護者に対する相談事業
- (5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業
- (6) ホームヘルパー養成講座等、社会福祉関連人材養成のための講習会開催及び青少年健全育成者養成講座等、社会教育関連人材養成のための講習会開催
- (7) 青少年、高齢者、心身障害者等に対する移送・家事・給食・清掃及び生活改善支援・就労訓練等の福祉サービス事業
- (8) 上記(7)の事業として、グループホーム運営事業、地域生活支援センター運営事業、ガイド及びホームヘルプサービス提供事業、自立支援センター運営事業等の地域福祉増進のための事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業
- (12) リサイクル資源の回収・再利用促進事業
- (13) 特定非営利活動を行う団体に対する情報提供・助言等の支援事業
- (14) 上記(5) (13)の事業の一環として出版事業
- (15) 上記(2) (5)の事業の一環として無料職業紹介事業
- (16) その他 上記事業に関連する諸事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 正会員 | この法人の目的に賛同して入会した個人 |
| (2) 賛助会員 | この法人の事業を賛助するため入会した個人 |
| (3) 賛助法人会員 | この法人の事業を賛助するため入会した法人 |
| (4) 特別会員・名誉会員 | この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員又は名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体 |

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 正会員及び賛助会員並びに賛助法人会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 特別会員又は名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 名誉会員を除く会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しな

なければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上15人以内
- (2) 監事 1人

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 1人以上3人以内

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。

- 4 理事は、理事会を構成し、法令並びにこの定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前号の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に

加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要を認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、5月31日に終わる。

(事業計画)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

ない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当時の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から1999年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から1999年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に

掲げる額とする。

(1) 正 会 員	入会金	10,000 円、会費年額	12,000 円
(2) 賛助会員	入会金	1,000 円、会費年額	3,000 円
(3) 賛助法人会員	入会金	50,000 円、会費年額	50,000 円
(4) 特別会員	入会金	10,000 円、会費年額	12,000 円

(別表)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター

	役 名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	備考
1	理 事	クドウ サダツグ 工藤 定次		
2	理 事	クドウ ヒメコ 工藤 姫子		
3	理 事	タキカワ シュウ ゾウ 瀧川 修三		
4	理 事	イノウエ テツオ 井上 哲夫		
5	理 事	ナガタ ミノル 永田 實		
6	理 事	タケダ ヒデオ 武田 秀夫		
7	理 事	ミハシ オサム 三橋 修		
8	理 事	シノハラ ヨシノ リ 篠原 義則		
9	理 事	ヤ ク ハルコ 夜久 晴子		
10	理 事	コセキ シゲミツ 小関 重光		
11	理 事	カンザワ キヨエ 神澤 喜代枝		
	監 事	ヨシノ カツクニ 吉野 勝訓		

特定非営利活動法人青少年自立援助センター コンプライアンス規程

（目的）

第1条 この規定は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下 当法人という。）におけるコンプライアンス（この法人に適用または適用の可能性のある法令、定款または内部規定の遵守）上の問題を的確に管理、処理し、事業活動が適正に運営されるための原則を定めることを目的とする。

（組織体制）

第2条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織体制は次のとおりとする。

① コンプライアンス委員会

構成：理事長・専務理事・支所長・外部有識者

役割：コンプライアンス基本方針の策定・変更

コンプライアンス統括部署、コンプライアンス担当責任者の役割と責任の明確化

コンプライアンス体制の整備状況についての定期的な点検

不祥事発生時の対応と再発防止策

尚、委員会開催に際し、外部有識者の選定は理事長の判断とする

② コンプライアンス統括部署

構成：専務理事及び事務局員

役割：コンプライアンス体制の構築、運用

コンプライアンスに関する指導、改善

コンプライアンスに関する研究の実施

② コンプライアンス担当責任者

構成：各支所長

役割：各支所のコンプライアンスの取り組み水 SN

コンプライアンス基本方針の遵守状況のチェック

コンプライアンス統括部署との連携

（役員及び職員の責務）

第3条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、第1条の目的をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

（役員及び職員の禁止事項）

第4条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）自ら法令等に違反する行為

（2）他の役職員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為

（3）他の役職員の法令等に違反する行為を許可、承認又は黙認する行為

（4）反社会的勢力との関係及び取引行為

（通報の義務）

第5条 役職員は、他の役職員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかにコンプライアンス担当者を通して、理事長に通報しなければならない。通報者は一切の不利益な扱いを受け

ることを禁止する。

（相談窓口）

第 6 条 この法人は、通報者等への不利益が生じないための措置として、コンプライアンス統括部署に相談窓口を利用する

（懲戒処分等）

第 7 条 第 4 条の規定に違反した役職員に対し、コンプライアンス委員会の判断と就業規則に則り、懲戒処分等を行うことができるものとする。

また、当該事例については、コンプライアンス統括部署の指導により再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する

（免責の制限）

第 8 条 役職員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- （１）法令等について正しい知識がなかったこと
- （２）法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- （３）他の役職員の指示・教唆により行ったこと
- （４）法人の利益を図る目的で行ったこと

（事前相談）

第 9 条 役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ理事長に相談しなければならない。

（コンプライアンス研修）

第 10 条 当法人は次に掲げる目的のため必要に応じ研修会を開催する。

- （１）コンプライアンスに対する意識の高揚を図ること
- （２）コンプライアンスについての正しい知識の周知徹底を図ること

付則

この規程は、令和 6 年 2 月 20 日より実施する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター ハラスメント等防止規程

（目的）

第1条 この規程は、就業規則第24条（服務規律）に基づき、職員が遵守すべき事項及び雇用管理上の措置等を定め職員のハラスメント行為を防止することにより、秩序を維持し、事業が健全に発展していくことを目的とする。

（職員の定義）

第2条 この規程における職員とは、理事、職員、ボランティア等名称や雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動に関わるすべてのものをいう。

（ハラスメントの定義）

第3条 セクシュアルハラスメント

職場において、性的な言動により他の職員に精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為、又は、ハラスメントに対して拒否の意思表示、相談等の申出、苦情に関する調査についての協力等の正当な対応をした職員に対し、そのことを理由として労働条件等について不利益を与えること。

2 妊娠・出産・育児休業・介護休業・子の看護等に関するハラスメント

職場において、妊娠・出産・育児・介護・子の看護等をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせを行う、また妊娠・出産・育児・介護・子の看護等を理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を与える。などの不当な行為又は職場環境を悪化させる行為。

3 パワーハラスメント

職場において、職場内の優位性を利用して業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

4 その他

上記3項以外の、職員に精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

（ハラスメント行為の禁止）

第4条 職員は、前条で定めるハラスメント行為をしてはならない。ハラスメント行為をした職員は、就業規則に則り懲戒処分を行う。

（相談窓口）

第5条 第3条において定義する行為の相談先として、法人内に相談窓口を設置する。

ハラスメントを受けた場合又はハラスメントを見聞きした場合には、職場の上司・同僚・知人等へ相談し、又は相談窓口を利用することができる。

2 前項の相談及びその取り扱いは「厚生労働省パワハラ対策導入マニュアル」に依拠する。

（対策委員会）

第6条 法人は、前条における相談内容の報告により必要に応じて対策委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2 前項の委員会の設置及びその取り扱いは「厚生労働省パワハラ対策導入マニュアル」に依拠する。

（不利益扱いの禁止）

第7条 ハラスメントに対して拒否の意思表示、相談等の申出、苦情に関する調査についての協力等の正当な対応をした職員に対し、そのことを理由として不利益な取り扱いは行わない。

2 法人は、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないように必要とされる対応と処置を講ずる。

（秘密保持）

第8条 当該事案に関わる者は、就業規則に規定する守秘義務が適用される。

（改変）

第9条 この規程は、理事会及び対策委員会の議決により改変できる。

付 則

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より施行する。

【相談窓口】

どなたでも下記、メールへご相談ください。

yscsoudan@gmail.com

特定非営利活動法人青少年自立援助センター リスク管理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下「この法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

（定義）

第3条 この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第2章 役職員の責務

（基本的責務）

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、この法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

（具体的リスクの回避等の措置）

第5条 役職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。

2役職員は、上位者を含む他の役職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明らかにするとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。

（具体的リスク発生時の対応）

第6条 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合に

において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。

2職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。

3役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、適切にこれを処理する。

4前各項の規定にかかわらず、役職員は、具体的リスクの認識の端緒が外部機関のヘルプラインである場合には、当該具体的リスクに対する対応については、外部機関の対応を優先する。

（具体的リスクの処理後の報告）

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

（クレームなどへの対応）

第8条 職員は、口頭又は文書により利害関係者からクレーム、異議等を受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることに鑑み、直ちに上位者に報告し、指示を受ける。

2前項の報告を受けた上位者は、クレーム、異議等の重要度を判断し、関係部署と協議の上、適切に対応しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条 役職員は、この法人の外部に発信する文書（以下「対外文書」という。）の作成に当たっては常にリスク管理を意識し、その内容が具体的リスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。

2職員は、対外文書の作成に当たり、上位者の指示に従わなければならない。

（守秘義務）

第10条 役職員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得したこの法人及びこの法人の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならないが、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、この法人の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

（緊急事態への対応）

第11条 この法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

（緊急事態の範囲）

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、この法人、

この法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害

地震、風水害等の災害

(2) 事故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ②この法人の活動に起因する重大な事故
- ③役職員に係る重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

- ①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
- ②この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
- ③内部者による背任、横領等の不祥事

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

(6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに、次項に定めるところにより通報を行わなければならない。

2 緊急事態が発生した場合の通報（以下「緊急事態通報」という。）は、原則として以下の経路によって行うものとする。

情報認知者→部署責任者→専務理事→理事長

3 緊急事態通報に当たっては、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。また、前項の経路における直接の通報先が不在の場合は、当該通報先の次の通報先へ通報するものとする。また、緊急性が極めて高い場合には、前項の経路における直接の通報先のみならず、その先の通報先まで同時に通報する等、臨機の措置をとることを要する。

4 第2項に定める経路による通報のほか、必要があるときは、部署責任者は他関係部署にも速やかに通報するものとする。

5 通報に係る情報の正確性に確証がない場合であっても、その旨を伝えた上で、適時に通報するものとし、その確証を得ることを待たないものとする。

(情報管理)

第14条 緊急事態通報を受けた理事長は、情報管理上必要な措置等につき適切な指示を行う。

(緊急事態の発生時における対応の基本方針)

第15条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ①生命及び身体の安全を最優先とする。
- ②（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ③災害対策の強化を図る。

（2）事故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - （ア）生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
 - （イ）（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - （ウ）事故の再発防止を図る。
- ②この法人の活動に起因する重大な事故
 - （ア）生命及び身体の安全を最優先とする。
 - （イ）（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - （ウ）事故の再発防止を図る。
- ③役職員に係る重大な人身事故
 - （ア）生命及び身体の安全を最優先とする。
 - （イ）（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - （ウ）事故の再発防止を図る。

（3）インフルエンザ等の感染症

- （ア）生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
- （イ）（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- （ウ）集団感染の予防を図る。

（4）犯罪

- ①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃
 - （ア）生命及び身体の安全を最優先とする。
 - （イ）不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
 - （ウ）再発防止を図る。
- ②この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - （ア）この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - （イ）再発防止を図る。
- ③内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
 - （ア）この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - （イ）（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - （ウ）再発防止を図る。

（5）機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

- （ア）被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
- （イ）被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

(ウ) (必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。

(エ) 再発防止を図る。

(6) その他経営上の事象

この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

(役職員への指示及び命令)

第16条 理事長は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示又は命令することができる。

2 役職員は、理事長から指示又は命令が出されたときは、当該指示又は命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第17条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

2 報道機関への対応は、理事長の職務とする。

(届出)

第18条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。

2 前項に規定する届出は、理事長がこれを行う。

(理事会への報告)

第19条 理事長は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

(1) 実施内容

(2) 実施に至る経緯

(3) 実施に要した費用

(4) 懲罰の有無及びあった場合はその内容

(5) 今後の対策方針

第4章 懲戒等

(懲戒)

第20条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

(1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者

(2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者

(3) 具体的リスクの解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者

(4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者

(5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等においてこの法人に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

第21条 前条の懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条及び次条において同じ。）又は職員の情状により次のとおりとする。

(1) 役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。

(2) 職員については、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

(懲戒処分の決定)

第22条 前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて理事長がこれを行う。

第5章 雑則

(緊急事態通報先一覧表)

第22条 各部署責任者は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態発生時通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、この内容を関係者に周知徹底しなければならない。

2一覧表は、その内容が常に最新のものとなるよう更新を行うものとする。

所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和1年9月1日から施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

監事監査規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

（基本理念）

第2条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職責）

第3条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。

（理事等の協力）

第4条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第2章 監査の実施

（監査の実施）

第5条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- （1）通常総会、理事会が定款に基づき開催されているかの状況
- （2）財産の状況
- （3）事業報告書の提出期限
- （4）その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項

2監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会議への出席）

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2監事は、理事会又は評議員会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

3監事は、理事会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 報告、意見陳述等

（理事会への報告等）

第7条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

2監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。

3前項の請求をした監事は、当該請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集することができる。

4監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べることができる。

（差止請求）

第8条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事等からの報告への対応）

第9条 監事は、理事又は職員から、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）

第10条 監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

2監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、理事に意見を述べなければならない。

第4章 監査報告

（財務諸表等の監査）

第11条 監事は、理事長から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

（監査報告）

第12条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。

2前項の監査報告には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。

3監事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、令和1年9月1日から施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター 職員給与規程

第1章 総則

- 第1条 (目的)
この規程は、就業規則第26条に基づき、職員の賃金、昇給ならびに賞与に関する事項を定める。
- 第2条 (賃金の種類)
賃金は次のとおり分類する。
①基本給
②職務給
③資格手当
④家族手当
⑤通勤手当
- 第3条 (締切日および支払日)
賃金は、前月1日より前月末日までの期間について計算し、当月10日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に支給する。
- 第4条 (非常時払)
次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、既往の勤務に対する賃金を支給する。
① 本人が死亡したとき
② 本人が退職し、または解雇されたとき
③ 本人または配偶者の出産のための費用に当てるとき
④ 災害および負傷疾病など非常の場合の費用に当てるとき
⑤ その他、当法人がやむを得ないと認めたとき
- 第5条 (賃金の支払)
賃金は、通貨支払いか本人の指定する金融機関の口座へ振込むものとする。
- 第6条 (賃金控除)
次の各号に定められたものは、前条の規定にかかわらず賃金より控除する。
- 第7条 ① 源泉所得税
② 住民税
③ 健康保険料
④ 厚生年金保険料
⑤ 介護保険料
⑥ 雇用保険料
⑦ 従業員との書面契約によるもの

第2章 賃金体系

- 第8条 (基本給)
基本給は、年齢に基づいて決定する。
- 第9条 (職務給)
職務給は職務に応じて決める。
- 第10条 (家族手当)
家族手当は、扶養家族を有する職員に対して、月額で次のとおり支給する。
(1) 配偶者 10,000円
(2) 子女 10,000円
開始／誕生月より支給開始
終了／満20歳の誕生月の翌月より支給終了
ただし、子女が学生の身分の場合、卒業年度の3月か、満22歳を過ぎた翌年の3月より支給終了
- 第11条 (通勤手当)
通勤にかかる交通費を全額支給する。
- 第12条 (割増賃金)
所定労働時間外、所定の休日および深夜業に労働した場合は、労働基準法第37条に基づき計算した割増賃金を支払う。

第3章 昇給

- 第13条 (昇給)
昇給は、原則として、毎年10月に当法人の業績および各人の能力、技能、勤務成績、貢献度等を勘案のうえ行う。ただし、当法人の業績により、これが困難な場合は、昇給を行わないことがある。

第4章 賞与

- 第14条 (賞与)
賞与は年2回、7月および12月に当法人の業績に応じて支給することがある。
- 第15条 (賞与の支給資格)
賞与の支給資格者は、勤続期間が6ヶ月以上で、かつ賞与支給日に在籍するものとする。
- 第16条 (賞与の算定方法)
賞与の算定方法は、職員の職務内容・勤務成績・出勤状況等を考慮して定める。

付 則

- 1.この規程は、平成24年6月1日より実施する。
- 2.この規程を改廃する場合は、職員代表の意見を聴いて行う。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター 経理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下「この法人」という。）の会計処理及び出納管理に関する基準を定め、会計経理業務を迅速かつ適正に処理し、この法人の収支の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この法人の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

（会計処理の原則）

第3条 会計の処理および手続きは、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計年度）

第4条 会計年度は、定款に定める事業年度にしたいが、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

（会計の区分）

第5条 会計の区分は次のとおりとする。

- （1）特定非営利活動に係る事業に関する会計
- （2）その他の事業に関する会計

（会計責任者）

第6条 会計責任者は専務理事とする。

（規程外事項）

第7条 この規程に定めない事項については、専務理事および常務理事において協議し、理事長の決裁を得て行うものとする。

（規程の改廃）

第8条 この規程を改廃する場合には、専務理事の上申にもとづいて理事会の決定を受けなければならない。

（細則）

第9条 この規程の施行に関する細則は、別にこれを定める。

第2章 勘定科目および帳簿組織

(勘定科目)

第10条 収支計算書における勘定科目は別に定める。

(会計帳簿)

第11条 各会計の会計帳簿は、これを主要簿および補助簿とする。

(主要簿)

第12条 主要簿とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳

(補助簿)

第13条 補助簿とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 現金預金出納帳
- (2) 借入台帳
- (3) 会員台帳
- (4) 固定資産台帳
- (5) 寄付金台帳
- (6) 収益事業売上台帳

(帳簿の照合)

第14条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第16条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを超えるものについては、その定めによる。

<10年>

- (1) 決算書類
- (2) 予算書
- (3) 会計帳簿
- (4) 契約書・証憑書類

<5年>

- (5) その他の書類

①保存期間は、会計年度終了のときから起算する。

②保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、専務理事の承認を得なければならない。

第3章 金銭出納

（金銭の範囲）

第17条 この規程で金銭とは、現金および預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

（出納責任者）

第18条 金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。

2.出納責任者は事務職員とする。

（金銭の出納）

第19条 金銭の出納はこの法人の定めた証憑類により、出納責任者が行い、証憑のない入出金は一切行わない。

（金銭出納における証憑類）

第20条 金銭出納に関する証憑類は以下のものとする。

- （1）支払請求書
- （2）領収書
- （3）仮払申請書
- （4）旅費交通費（概算・清算）請求書
- （5）謝金支払明細
- （6）その他専務理事が認めたもの

（取引金融機関の指定）

第21条 この法人が取引する金融機関は、専務理事の上申にもとづいて理事長が決定する。

（手許保有金）

第22条 事務所には日々の小口支払いのために現金を保有することができる。

（手許保有金の限度）

第23条 事務所の手許保有金の限度は10万円とし、それ以上は速やかに取引金融機関口座へ入金する。ただし、やむを得ぬ事情により限度額を超えて保有する場合は、会計責任者の判断により認める。

（仮払いの原則）

第24条 仮払いは各部署の責任者が翌月の必要経費の計画書を会計責任者に提出する

（仮払申請書）

第25条 計画書を基に「仮払申請書」を記入し、会計責任者の決裁を受ける。

（仮払いの清算）

第26条 仮払いを受けた部署は、支出の詳細を現金出納帳に記載し月末に、部署責任者と会計担当で残金を突合し、会計責任者の確認をとる。

第4章 固定資産

（固定資産の範囲）

第27条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格10万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。

（取得価格）

第28条 固定資産の取得価格は次の各号による。

（1）購入に係るものは、その購入価格に付帯費用を加算した額。

（2）贈与によるものは、そのときの適正な評価額

（固定資産の購入）

第29条 固定資産の購入に際しては、会計責任者および理事長の決裁を受けなければならない。

（固定資産の管理責任者）

第30条 固定資産の管理責任者は専務理事とする。

（固定資産の管理）

第31条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況および移動について記録し、移動・毀損・滅失のあった場合は理事長に報告しなければならない。

（登記および担保）

第32条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

（減価償却）

第33条

有形固定資産のうち、土地および建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法により減価償却を実施するものとする。

第5章 予算

（予算の目的）

第34条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

（予算編成）

第35条 予算は事業計画案に従って立案し、調整及び編成は会計責任者と理事長において行う。

2. 予算の決定は、理事会の議決による。

（予算の執行）

第36条 予算の執行にあたって、科目相互間の予算の流用は会計責任者の承認を得なければ

ばならない。

（予算の補正）

第37条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第6章 決算

（決算の目的）

第38条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

（計算書類の作成）

第39条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の計算書類を作成し理事長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書
- （2）収支計算書
- （3）貸借対照表
- （4）財産目録

2.計算書類は監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和1年9月1日より施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター 事務局規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下「この法人」という。）定款第53条の定めにより、事務局の設置と運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 この法人に事務局を設置する。

（選任）

第3条 事務局長及び事務局員の選任は、理事長がこれを任免する。

（事務局の構成）

第4条 事務局は事務局長と事務局員をもって構成する。

（1）事務局長は理事が兼務できる

（2）事務局長は1名

（3）事務局員は必要に応じて置く

2（3）についてはその都度理事会で決める。

（会議の開催）

第5条 事務局は定例の会議を開催する。

2前項の定めにかかわらず、事務局会議は、事務局長または理事長の要請により、その都度開催することが出来る。

3事務局会議開催は、理事長に事前に通知する。

4会議の議長は事務局長が務める。

（会議の出席範囲）

第6条 事務局会議の出席範囲は事務局、理事とする。

（事務局の権能）

第7条 理事長及び理事会は次の事項について事務局に委嘱する事が出来る。

（1）会員の入会審査

（2）会費納入遅延会員に対する対処

（3）予算の執行

（4）事務局の組織及び運営並びに職員に関する各種の規程の作成および改定

①事務処理規則

②就業規則

③職員給与規程

④退職手当規程

⑤旅費支給規程

⑥慶弔見舞金支給規程

⑦その他の必要な規程

（事務局員の採用）

第8条 理事会は次の事項について審査する。

（１）事務局員の採用に関する事

（２）事務局員の賞罰に関する事

（３）事務局員の勤務評価および給与等に関する事

（雑則）

第9条 この細則に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

附則

この規程は、令和1年9月1日から施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター
社員総会議事運営規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第 19 条の規定に基づき、社員総会の議事運営を定めることを目的とし、本規程によって社員総会の議事運営を行う。

(資格)

第2条 社員総会には、定款で定める社員である正会員でなければ出席することはできない。

(委任状)

第3条 社員が他の出席する社員に代理人として代理権を証する委任書面（以下「委任状」と言う。）を提出した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 委任状は、任意の様式とし、社員総会の日時の直前の業務時間終了時までに法人本部に到着するように送付するものとする。

(2) 委任状により委任した社員（以下「委任者」と言う。）の署名がないときは、その委任状は無効とする。ただし、委任者に身体上の欠陥によって自ら署名できないときは、親族等介護者の代理署名を認める。

(3) 委任状における委任された社員（以下「受任者」と言う。）の表示は、呼出符号及び氏名をもって行い、他の表示は無効とする。

(4) 受任者が委任された委任状をもって再度他の社員に委任することはできない。

(5) 受任者を指定しないもの及び受任者の承諾を得ていない委任状は、無効とする。

(成立)

第4条 社員総会の成立は、定款の定めによる。

2 定款第 25 条第 1 項の規定にしたがって、出席した社員及び委任者の総数をもって、社員の 2 分の 1 以上が出席した場合に成立する。

3 前項の規定に係わらず、受任者が社員総会を欠席したときは、定足数に算入してはならない。

(議長)

第5条 議長は、出席社員の中から 1 人を選出する。

第6条 議長は、社員総会開催中、議事運営の最高責任者であり、本規程にしたがって常に公正な立場で議事の運営を行わなければならない。

第7条 議長の任務は、次のとおりとする。

(1) 総会の成立を宣告し、定足数が満たない場合には解散を宣言すること。

(2) 議事日程及び議事進行に係る注意事項を通告すること。

(3) 書記の指名をすること。

(4) 議事録署名人の指名をすること。

(5) 議事進行に関する動議を受け付けること。

(6) 質疑応答その他質問が終了したと認めたときは、その旨を確認した後、質問の打ち切りを宣言し、一切の発言を禁止すること。

(7) 採決に当っては、内容を出席社員に明瞭に伝え、採決の結果は明確に発表すること。

(8) 議事日程が終了したときは、その旨を出席社員に伝え、議事の全日程の終了宣言をすること。

(議事録)

第 8 条 議事録は、定款第 28 条第 1 項の規定に従って作成する。

(議事録署名人)

第 9 条 議長は、議事録の公正を確保するため、議事録署名人 2 人以内を出席社員の中から指名する。

2 議事録署名人は、作成された議事録の公正さ、事実関係との相違がないことを確認しなければならない。

(質問及び意見)

第 10 条 社員総会で質問しようとする社員は、予め社員総会の 7 日前までに準備書面をもって質問を会長あてに提出すれば優先して回答を受けることができる。

2 質問及び意見（以下、「質問等」と言う。）は、議長の指示に従って行う。

3 発言の際は、連盟の発行する呼出符号胸章を胸につけ、呼出符号及び氏名を名乗らなければならない。

4 質問等は、社員総会議案に沿って、明瞭、かつ、簡潔に行わなければならない。

5 質問等は、議長に対して行い、直接出席者間で行ってはならない。

6 発言者の発言中は、他の出席社員は議長に発言許可を求めてはならない。

7 役員の個人に係る質問若しくは個人の中傷及び誹謗に係る発言は厳に禁止する。

(決議方法)

第 11 条 議案の決議は、議長が次の採決方法の中から当該事案に最も適切と考える方法をとって行う。

(1) 口頭

(2) 拍手

(3) 挙手

(4) 投票

2 前項の採決は、出席社員をもって行う。ただし、挙手及び投票による採決の際には、出席社員の議決権数及び委任状の数を含める。

3 議長は、社員として採決に加わることはできない。ただし、採決の結果、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 社員総会での議決権の行使は、「本人の出席」、「委任状の提出」の順で優先することとし、二重に行おうとした場合は、下位のものを無効とする。

付 則

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター 情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下、「この法人」という。）が、特定非営利活動促進法第28条の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

（この法人の責務）

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人情報保護登録事業者として、関連の規定を遵守することで、事業活動を円滑に推進しなければならない。

（利用者の責務）

第3条 第6条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

（書類の事務所備え置き）

第5条 この法人は、第1条に述べた法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしは、その一部を謄写させるものとする。

（事務所備え置きの書類）

第6条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は、下記のものとする。

- （1）事業報告書・事業計画書（過去5年分）
- （2）活動計算書・活動予算書（過去5年分）
- （3）貸借対照表（過去5年分）
- （4）財産目録（過去5年分）
- （5）年間役員名簿（前事業年度において役員だった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿・過去5年分）
- （6）理事会・社員総会の議事録（過去5年分）
- （7）社員のうち10人偉業の者の氏名等を記載した書面（過去5年分）
- （8）役員名簿
- （9）定款
- （10）認証書の写し（認証に関する書類の写し）
- （11）登記事項証明書の写し

（閲覧場所及び閲覧日時）

第7条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後3時までとする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し閲覧日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第8条 閲覧希望者から第6条に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

（1）別紙閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、発送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。

（2）閲覧は、この法人が申請書を受領した日より30日以内に行うこととする。

（3）閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

（管理）

第10条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和1年9月1日より施行する。

特定非営利活動法人
青少年自立援助センター

職 員 賃 金 規 程

平成24年6月1日制定

第1章 総則

- 第1条 (目的)
この規程は、就業規則第26条に基づき、職員の賃金、昇給ならびに賞与に関する事項を定める。
- 第2条 (賃金の種類)
賃金は次のとおり分類する。
① 基本給
② 自己評価給
③ 役職手当
④ 家族手当
⑤ 通勤手当
⑥ 宿直・宿泊指導手当
- 第3条 (締切日および支払日)
賃金は、前月1日より前月末日までの期間について計算し、当月10日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に支給する。
- 第4条 (非常時払)
次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、既往の勤務に対する賃金を支給する。
① 本人が死亡したとき
② 本人が退職し、または解雇されたとき
③ 本人または配偶者の出産のための費用に当てるとき
④ 災害および負傷疾病など非常の場合の費用に当てるとき
⑤ その他、当法人がやむを得ないと認めたとき
- 第5条 (賃金の支払)
賃金は、通貨支払いか本人の指定する金融機関の口座へ振込むものとする。
- 第6条 (賃金控除)
次の各号に定められたものは、前条の規定にかかわらず賃金より控除する。
① 源泉所得税
② 住民税
③ 健康保険料
④ 厚生年金保険料
⑤ 介護保険料
⑥ 雇用保険料
⑦ 従業員との書面契約によるもの

第2章 賃金体系

- 第7条 (基本給)
基本給は、採用時の労働市場、経験等を考慮して金額を決定する。
- 第8条 (自己評価給)
自己評価給は、前年（入職翌年より適用）に職員から提出された「自己目標シート」を基準とし、管理者との面談を経たのち、当年の「自己評価点数」を申告、点数合計に1点50円を掛けた金額を支給する。
- 第9条 (役職手当)
各部署の責任者として任命された職員には、役職手当を支給する。
- 第10条 (家族手当)
家族手当は、扶養家族を有する職員に対して、月額で次のとおり支給する。
(1) 配偶者 10,000円
(2) 子女 10,000円
開始／誕生月の翌月より支給開始
終了／満20歳の誕生月の翌月より支給終了
ただし、子女が学生の身分の場合、卒業年度の3月か、満22歳を過ぎた翌年の3月より支給終了
- 第11条 (通勤手当)
通勤にかかる交通費を全額支給する。
- 第12条 (宿直・宿泊指導手当)
宿直の業務に従事した者に対しては、各人毎に定める宿直手当を、所定労働時間外（法定外休日を含む）、深夜業に労働した対価として支払う。
- 第13条 (割増賃金)
所定労働時間外（法定外休日含む）、法定の休日および深夜業に労働した場合は、労働基準法第37条に基づき計算した割増賃金を支払う。
- 第14条 (不就業の賃金計算)
欠勤その他により就業しない日および遅刻、早退、その他により就業しない時間に対し次の計算により控除する。
＜基本給が月額で定められている者＞
① 欠勤、その他により就業しない日
基準内賃金÷月平均所定労働日数×欠勤日数
② 遅刻、早退、その他により就業しない時間
基準内賃金÷月平均所定労働時間×遅刻早退時間
＜基本給が日額で定められている者＞
① 欠勤、その他により就業しない日
(基本給×欠勤日数+手当÷月平均所定労働日数)×欠勤日数
② 遅刻、早退、その他により就業しない時間
(基本給÷1日の所定労働時間+手当÷月平均所定労働時間)×遅刻早退時間
＜基本給が時間額で定められている者＞

- ① 欠勤、遅刻、早退、その他により就業しない時間
(基本給+手当÷月平均所定労働時間)×欠勤遅刻早退時間

第15条 (中途退職者、退職者および復職者、休職者等の賃金計算)
賃金計算期間の中途において入・退社又は復職、休職等した者の賃金の計算は日割計算とし、賃金計算期間中の実労働日数相当額を支給する。

第3章 昇降給

第16条 (昇降給)
昇降給は、原則として、毎年10月に当法人の業績および各人より提出された「自己評価シート」、貢献度等を勘案のうえ行う。ただし、当法人の業績により、これが困難な場合は、昇給を行わないことがある。

第4章 賞与

第17条 (賞与)
賞与は年2回、7月および12月に当法人の業績に応じて支給することがある。

第18条 (賞与の支給資格)
賞与の支給資格者は、勤続期間が6ヶ月以上で、かつ賞与支給日に在籍するものとする。

第19条 (賞与の算定方法)
賞与の算定方法は、職員の職務内容・勤務成績・出勤状況等を考慮して定める。

付 則

- 1.この規程は、平成24年6月1日より実施する。
- 2.この改正規程は、平成28年 4月 1日より実施する。
- 3.この改正規程は、令和 3年11月 1日より実施する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

内部通報規程

（目 的）

第 1 条 本規程は、職員等から第3条に定める窓口に対しなされる法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為（その恐れのある行為を含む。以下「違反行為等」という。）に関する相談または内部通報の適正な処理のしくみを定めることにより、違反行為等の早期発見とその是正、解決を通じて当法人のコンプライアンス経営に資することを目的とする。

（制度の利用者）

第 2 条 本規程に基づき前条の相談および内部通報を利用できる職員等とは、理事、正規職員、契約職員、パートタイマー、ボランティアとし、実際にこれを行う者を通報者と呼称する。

（窓 口）

第3条 職員等からの内部通報窓口責任者は、専務理事とする。

2 違反行為等の該当非該当の確認等に係る相談窓口の担当者は、支所責任者とする。

（通 報）

第4条 職員等は、違反行為等が発生し、またはその恐れがあると判断した場合には、すみやかに前条の窓口に通報または相談するよう努めるものとする。

（通報の方法）

第5条 通報窓口および相談窓口の利用方法は、直接面会によるほか、電話・FAX・電子メール・通常文書により行う。

2 窓口の利用に際しては、内部通報、相談のいずれかであることおよび、氏名、所属部署を明らかにして行わなければならない。

3 通報または相談を受けた窓口責任者は、直接面会の場合以外それらの情報を受け付けた旨を、すみやかに通報者に通知する。

4 窓口責任者は通報者の同意がある場合を除き、通報者の特定できる情報を秘して理事長に通報内容を伝達する。

（通報の誠実性）

第6条 通報者は、事実と反することを知って行う通報、個人的利益をはかる目的、誹謗・中傷を目的とする通報、その他不正の目的を持った誠実性に欠ける通報を行ってはならない。不正の目的による通報は本規程に基づく通報には該当しないものとする。

2 前項の通報については、事案により懲戒処分を適用することがある。

（調査の必要性等の判断）

第7条 理事長は、窓口責任者から内部通報の内容について情報を受領したときは、すみやかに当該通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定する。

2 理事長は、通報内容に関する調査を行わないことを決定した場合は、理由を明らかにしてその旨を窓口責任者に告知しなければならない。

（調 査）

第8条 通報された内容に関する事実関係の調査は、窓口責任者および理事長が指名する者（以下、「調査チーム」という。）が、適当と判断される方法により行うものとする。

（協力義務）

第9条 理事、職員等は通報された内容の事実関係の調査に協力を求められた場合、調査に協力しなければならない。

2 前項の調査に協力を求められた者は、事実の隠蔽、歪曲もしくは虚偽の証言等不誠実な対応をしてはならない

（調査報告）

第10条 調査担当者は、調査結果をまとめ調査チームとしての評価を付して、「調査報告書」を理事長に提出しなければならない。

（対応策の実施）

第11条 調査の結果、違反行為等が確認された場合には、理事長は違反行為等について是正措置を講じ、損失拡大の防止をはかるとともに、再発防止についても必要な措置をとらなければならない。

2 違反行為等が重大かつ悪質な場合、理事長は必要に応じて関係行政機関への報告、公益を損なわないための報道機関等を通じての公表をはじめ、関与者の刑事告発等の検討実施をすみやかに行わなければならない。

（通報者への通知等）

第12条 窓口責任者は、通報者に対して調査の必要性の有無、調査結果および前条に基づく対応策の実施について、被通報者（現に不正を行い、または行おうとし、あるいはすでに行ったとして通報された者）のプライバシーに配慮のうえ、遅滞なく通知するものとする。

2 通報者は窓口責任者に対し、対応策の進捗・経過等につき問い合わせることができる。

（法人内処分）

第13条 内部通報による調査の結果、違反行為等が確認された場合、法人は当該違反行為等の関与者に対し、就業規則第41条の定めるところにより、懲戒処分を行う。

（通報者等への不利益取扱いの禁止）

第14条 通報者あるいは相談者は窓口に通報または相談したことを理由として、解雇その他一切の不利益取扱いも受けない。

2 理事および支所責任者は、職員等が通報、相談を行ったことを理由として、当該職員等に対しいかなる不利益取扱いもしてはならない。

3 理事長および専務理事は、通報、相談を行った職員がそのことを理由に不利益な取扱いを受けていないか監視、監督する義務を負う。

4 理事長は、通報者、相談者への不利益取扱いを確認した場合は、ただちに是正措置をとらなければならない。

5 理事長は、通報、相談を行った職員への不利益取扱い、嫌がらせ等の行為者（通報者、相談者の上司、同僚等を含む）に対しては、実情に即し就業規則に基づいて懲戒処分を行うことができる。

（守秘義務）

第 15 条 本規程に定める業務に携わる者、被調査者その他通報、相談等の事案に関与したすべての者（通報者、相談者を除く）は、当該事案に関する内容、調査結果その他の情報（個人情報を含む）を正当な理由なく第三者に開示してはならない。ただし、次の各号により開示する場合はその限りではない。

(2) 法令に基づき開示する場合

(2) 調査または対策をとるために、やむを得ず当該事案に関する情報開示が必要であると理事長が判断した場合

2 前項ただし書きに基づき通報者等の情報を開示する場合は、あらかじめ本人に通知するものとする。

（通報者等の守秘義務）

第 16 条 通報者、相談者は、通報または相談の内容を正当な理由なく第三者に開示してはならない。窓口担当者から得た情報等についても同様とする。

（通報妨害・調査妨害の禁止）

第 17 条 本規程の運用に関し、何人も以下に掲げる行為をしてはならない。

(1) 通報または相談に関する証拠の毀損、隠蔽、改ざん、その他調査の妨げとなる行為

(2) 内部通報または相談しようとすることを妨げる行為（通報、相談をしないように説得することを含む）

（相談または通報を受けた者の対応）

第 18 条 窓口担当者に限らず、通報または相談を受けた者（通報者等の支所責任者、他の上位職者、同僚等を含む）は、本規程の趣旨に則り、誠実に対応しなければならない。

付則

1.この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター 文書管理規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下「この法人」という。）の文書の保存および管理に関し、必要な事項を定めたものである。

（適用文書の範囲）

第2条 この規程の適用を受ける文書は、決算書類・契約書・諸規程・決議書類並びに会計に関する書類・議事録・証憑書類、その他一切の業務文章であって、一定期間保存を要するものをいう。

（区分）

第3条 文書は以下のとおり区分するものとする。

（1）重要書類

官公庁からの文書等で前号以外のもの

（2）普通文書

前各号以外の一般文書

（決済手続き）

第4条 文書の起案は、各部署の責任者が作成するものとする

2前項の規定により起案した文書は、理事長の決済を受けるものとする

（文書の保存期間）

第5条 文書の保存期間は、法令その他特別に定めのある場合のほか、帳簿はその閉鎖のとき、その他の文書は編綴のときから起算し、以下の3種類に区分する。

（1）永久保存

（2）5年保存

（3）1年保存

（保存の方法）

第6条 一定の事務処理を終えた文書はすみやかに編綴するものとし、編綴は一般文書の場合は暦年ごとに、また経理関係文書は会計年度ごとに会計担当が行うものとし、文書名・保存期間・保存の始期および終期・その他文書保存に必要な事項を明記し、保存しなければならない。

2保存文書は、特に各部門に備えつけを必要とする場合の他は、本部書庫にて管理するものとする。

（保存文書目録）

第7条 保存文書の区分・保存期間・保存方法を一覧表にまとめた保存文書目録は、文書管理責任者（専務理事）が作成するものとする。

（非常持ち出し）

第8条 重要文書のうち、特定したものは指定場所に保管し、非常の際は他の書類に先んじて持ち出しができるよう「非常持出」の表示を朱記しておかなければならない。

（廃棄）

第9条 保存期間を経過した保存文書は廃棄する。ただし、廃棄時において理事長と専務理事が協議の上、特に必要と認められたときは保存期間を延長することができる。

2 保存期間内の文書であっても保存の必要がなくなったものについては、前項の手続きを経て廃棄することができる。

3 廃棄処分にした文書は、保存文書目録に廃棄年月日を記入しておかなければならない。

（廃棄処分の方法）

第10条 廃棄処分を決定した文書は、当該文書の内容を考慮して、焼却、裁断などの処分をする。

附則

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター 役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、法人の理事長、専務理事（以下、「役員」という。）に対して毎月支給する報酬（以下、「月額報酬」という。）、その他の報酬の取扱いに関する基本事項を定めるものである。

2 この規程に定めのない事項については、法令ならびに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

（報酬の体系）

第2条 役員の報酬は月額報酬の他、役員賞与および役員退任慰労金により構成する。

2 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬の中に手当等他の報酬を含めるものとする。

（月額報酬の決定方法）

第3条 役員の月額報酬は、世間水準および法人業績や、従業員給与とのバランスを考慮して、次の方法により決定する。

（1）理事長の報酬は、理事会で決定した報酬総額の限度内において理事長が決定する。

（2）専務理事の報酬は、理事会で決定した報酬総額の限度内において理事長が決定する。

（役位変更等の場合における報酬の取扱い）

第4条 上位の役位に昇任した場合の月額報酬は、前任者の報酬額および従前の役位で支給されていた報酬額等を斟酌の上、前条に準じた方法で決定する。

2 下位の役位に降任した場合の月額報酬は、前条に準じた方法で決定する。

（就任または退任等の場合における報酬の取扱い）

第5条 報酬計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合における当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

（職員兼務役員の報酬）

第6条 理事長、専務理事が職員の職務を兼務しているときは、その兼務の状況によって、役員報酬と従業員給与に区分して支給する場合がある。

（長期欠勤者の報酬）

第7条 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の月額報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

（報酬の改定）

第8条 役員報酬は、原則として任期中は更改しない。ただし、同一人が再任される場合には、その任期の更改期に報酬額の更改を行うことがある。

2 前項にかかわらず、職員の給与がベースアップされるに伴って、役員報酬との間に著しい不均衡が発生するような場合には、職員給与のベースアップ時期に合わせて役員報酬の更

改を行うことがある。

（計算期間ならびに支給日）

第 9 条 月額報酬の支給計算の期間は毎月 1 日から末日までとする。

2 月額報酬（職員兼務役員の職員部分給与を含む）の支給日は毎月 10 日とする。

（控除金）

第 10 条 月額報酬からは、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに会社の立替金等を控除するものとする。

（役員賞与）

第 11 条 会社業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、決算期に役員賞与を支給することがある。ただし、期中に臨時に月額報酬を改定し、賞与の支給に代えることがある。

2 役員賞与は、当該期間の各役員の業績への寄与度を斟酌して、第 3 条の方法で決定する。

（臨時緊急措置）

第 12 条 会社業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

附則

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

役員および役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(

目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下「当法人」という。）の役員および事務局職員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当法人の役員および事務局職員対して適用する。

2 本規程でいう役員とは、理事のことを指し、事務局職員とは事務局の役職員をいう。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合

（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによっ
てかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

(申告後の対応)

第4条 前3条の規定に基づく申告を受けた理事長は、専務理事と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事および監事である場合には事務局職員の内、理事長が指名した者が協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

付 則

この規程は、令和1年9月1日より施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター
理事の職務権限規程

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下「この法人」という。）の定款第14条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（法令等の順守）

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

（理 事）

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

（理事長）

第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- （2） 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

（専務理事・常務理事）

第5条 専務理事・常務理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- （2） 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。

第3章 補 則

（細 則）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附 則

付 則

この規程は、令和1年9月1日より施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター
理事会の運営規程

(種別及び定数)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上15人以内
- (2) 監事 1人

(選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 1人以上3人以内

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令並びにこの定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合
には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前号の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- （１）理事長が必要を認めたとき。
- （２）理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

- ２ 理事長は、前条第２号の場合にはその日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。
- ３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- ２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- ２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- ３ 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- ４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （１）日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

付 則

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より施行する。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター 倫理規程

（目的）

特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下「この法人」という。）は、「困難を抱える子ども・若者に真剣に向き合うこと 自由と幸福を前提とした“自立”を獲得できるよう支援し続けること」の理念の基、この法人の理事、職員が社会的使命の自覚をもって、事業活動を行うための規範としての倫理規程を制定し、それを順守するものとする。

（基本的人権の遵守）

第 1 条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つけるような行為は行わない

（法令等の遵守）

第 2 条 この法人は、国、関連法令等を遵守し、業務において、常にその重要性を認識すべく行動する。また、反社会的勢力との一切の関りを排除する。

（私的利益追求の禁止）

第 3 条 この法人の役員、職員の全員が、自己又は第三者の私的な利益の追求に利用されることはない

（利益相反等の防止及び開示）

第 4 条 この法人は、役員の利益相反を禁止する。役員には、自己の利益、第三者への利益供与等の行為を行わないため、社会的責任の自覚を促す

2 この法人が休眠預金等活用事業を実施する場合、役職員に対し、資金分配団体との間に利益相反を防ぐため 4 の措置を講ずる

3 この法人が休眠預金等活用事業を実施する場合、役職員に対し、事業協力団体との間に利益相反を防ぐため 4 の措置を講ずる

4 第 4 条 2.3 の措置として、役職員に対し、定期的に、「利益相反に該当する事項」について自己申告させ、理事長、専務理事の内容確認を受け、万一不適切な事象があった場合は、速やかに是正措置を取らなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第 5 条 この法人の役員は、特定の個人または、団体の利益のみの増大を図る活動を行うものに対し、寄付その他の特別の利益を与える行為は行わない

（情報開示及び責任説明）

第 6 条 この法人は、事業活動の透明性を確保するため、法人の活動を開示し、社会の理解と信頼の向上に努める

（個人情報保護の保護）

第 7 条 この法人は、個人情報保護登録業者の自覚を持ち、個人情報保護規程

等を遵守する

（連携）

第 8 条 この法人は、当該事業の関連団体はいうに及ばず、支援者に有効な情報、活動等を持つ行政、団体とのネットワークを積極的に活用する

（研鑽）

第 9 条 この法人の役員、職員は社会的課題に対する情報収集と分析を行い、自己研鑽に努め、課題解決に向けた業務を行う

附則

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より施行する。

公益財団法人日本国際交流センター

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本国際交流センター(英文名 Japan Center for International Exchange 略称 JCIE)と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、グローバル化と多文化が進む現代社会において、国際関係や地球的課題、政治・経済・社会などの幅広い政策課題、および公益の担い手としての民間非営利セクターの強化をめぐり、日本と諸外国の多様なセクターの指導者等の相互理解と協力関係を促進し、もって国際社会の平和と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) (日本の対外関係の強化と地球的課題への貢献)

日本の対外関係を維持・強化し、また、人間の安全保障の視点に立った地球的課題の解決やこの分野における日本の国際貢献を促進するため、政策研究・対話、政策提言、国際交流、寄附活動等の国際貢献の推進、情報発信、ネットワーク構築を行う事業

(2) (日本の国際化とシビル・ソサエティの推進)

日本の国際化および国内外のシビル・ソサエティやフィランソピー活動を推進するため、研

究・対話、国際交流、助成・表彰事業への協力、情報発信を、国内外の NPO・NGO、財団、企業、政府機関等と連携して行う事業

(3) (議会関係者による交流の推進)

国際相互理解と協力関係の強化のため、政治、経済、社会、地球的課題などの国際関係や国内課題について、日本と諸外国の超党派の政治家や議会関係者の政策対話と交流を行う事業

(4) その他前条の目的を達成するのに必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第 6 条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 7 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その一定額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第 8 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の

決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第 9 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 項の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 13 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 14 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(定 数)

第 15 条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(選任等)

第 16 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般社団・財団法人法と称する)179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員会議長は、その都度出席評議員の互選により選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権 限)

第 17 条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第 18 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議

員の任期の満了までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 19 条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 理事および監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 23 条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員会の議事を整理する。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名及び出席した理事長がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 2 名以内を代表理事とし、さらに2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 32 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって、前項で選定された代表理事より理事長 1 名を選定する。なお、前項で選定された代表理事が 2 名の場合、その 2 名より理事長および専務理事を選定する。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行し、業務執行を担当する理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が、専務理事に事故あるとき又は欠けた時は、業務執行を担当する理事がその業務執行に係る職務を代行する。

3 理事長、専務理事及び業務執行を担当する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

3 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

5 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

6 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

7 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

8 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第 35 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 31 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 36 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 37 条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 常勤理事以外の理事および監事については、理事会出席の都度評議員会にて定める支給の基準に従って報酬等を支給することができる。

3 役員がその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 前3項に関し必要な事項は別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第52条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 39 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(会 長および顧 問)

第 40 条 この法人に会長1名および顧問若干名を置くことができる。

2 会長および顧問は、有識者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 会長および顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(会長および顧問の職務)

第 41 条 会長および顧問は、理事長に対し、意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 42 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 43 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第39条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 44 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第34条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 45 条 理事会は、理事長が招集する。

(議 長)

第 46 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 47 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 48 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 49 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 50 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 51 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 52 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 会 員

(会 員)

第 54 条 この法人の目的に賛同し、その活動を支援する法人または個人を会員とする。

2 会員は、次の3種類とする。

(1)法人会員

(2)個人会員(JCIEパートナー)

(3)個人会員(JCIEフレンズ)

3 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 16 条についても適用する。

(解 散)

第 56 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 57 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公 告

(公 告)

第 59 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

太田達男 小島 明 渋谷 健 千野境子 野村吉三郎 福川伸次
グレン・S・フクシマ 堀内光子 目加田説子 薬師寺泰蔵

4 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 入山 映 大河原良雄 勝又英子 小林陽太郎 島田京子 榎原 稔 山本 正
監事 星 久人 本田 敬吉

5 この法人の最初の代表理事は山本 正、業務執行理事は勝又英子とする。

2021年度（24期）事業報告
2021年6月1日から2022年5月31日まで

理事長 河野久忠

2021年度も、引き続きコロナウイルス蔓延の影響を受け制限の多い中での活動となりました。例年行われていた文化祭や運動会といった法人全体で取り組むイベントが実施できず、利用者の楽しみの部分に制限がかかったことは残念でした。

ひきこもり自立支援事業においては、コロナ禍に配慮したイベント等を企画し、閉塞感が出ないような取り組みを実施しました。

訪問支援に関しても、緊急事態宣言等が発令された影響で、期間中の訪問が中止せざる得ない状況もありましたが、4月以降は通常の一取り組みが出来ています。保護者相談に関しても、先の見えぬコロナの影響で低迷していましたが、徐々に回復傾向にあります。

厚生労働省委託の、宿泊型集中訓練プログラムに関しては、全国の福祉事務所や生活困窮相談窓口に定期的に周知徹底し、オンラインによる事業説明を実施することにより、大きな関心を持って貰えるようになり、地方部からの訓練参加者が増加しました。地域の支援者に具体的な情報を届けることにより、コロナの影響で停滞していた層に対する支援が活性化してきたように感じます。

地域若者サポートステーション事業に関しても、蔓延防止期間等が解除されたことから、利用者が増加してきています。コロナ氷河期世代が生まれないように、早期の支援が肝要と考え対応にあたっています。

八王子若者総合相談センター事業に関しても、居場所事業の利用者が順調に伸びました。ただのフリースペースではなく、多彩なプログラムを組むことにより、様々なタイプの利用者に対応できる工夫をしました。また、八王子若者サポートステーション事業や地域の支援機関と連動できるネットワークを構築できたことにより、ただの居場所ではなく、次にステップアップできる居場所としての機能を有することが出来ました。

東京都から受託運営しているひきこもりサポートネット事業に関しても、近年注目度が高まり、令和4年より地域の自治体との連携強化の業務や相談機能の拡充などがなされました。それに伴い、足立区内の拠点を移転、整備を実施しました。都との連携も強化してきながら、都民のニーズに応えるべく、専門職を含めた人員の強化を図りました。

YSC グローバルスクールにおいては、地方自治体の委託業務等のニーズが高まり、オンラインを活用した支援がさらに高まっています。また、ウクライナ情勢の影響で、日本に来日している避難民子弟の受け入れ態勢もいち早く整備し、5月末日現在、7

名ほどの受け入れを開始しています。このような情勢も含めて、国や自治体、関係機関の海外にルーツの有る方々に対する支援が加速している現状があります。それに準じて他の避難民に対する支援要望も高まり、受け入れ、対応を実施しています。このような状況に対しての体制整備が間に合っていないところもあり、日本語の教育のみならず、全体的にコーディネートができる人材育成等の拡充が必要な状況となっています。

支援の拡充と人材確保の両立の難しさを感じる昨今ですが、焦ることなく地に足をつけた地道な歩みで整備を進めていきたいと考えています。

その他の事業未実施

2021（令和3）年度事業実施報告（2021年6月1日～2022年5月31日）						
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 （千円）
（１）青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営 （２）不登校、引きこもりであった青少年が、自立を目指す一環として就労体験をする機会を提供する事業	【本来事業】 （長期利用者）	ひきこもり状態にある若者を対象に、寮生活をしながら、生活改善支援、作業体験、職場実習、ダンス等のカルチャー、各種イベント等様々な活動を通して、個々の抱える課題に共に向き合い、それぞれが目指す方向（社会的自立）と定着を個別にサポートする。 また、ひきこもり状態にある子どもを持つご家族からの相談をお受けし、状況に応じた対応や情報の提供を行う。	通年	10名	全国・長期利用者、25名	98,225
		実施成果と課題				
		<成果> ・新規入寮は7名（内、家庭訪問を経て入寮した者は4名）、卒寮は9名。 ・月1回水曜日に開催している本部の施設見学会（コロナ感染症拡大に伴い1回中止）には、関係者、本人とその家族合わせて60名が参加。保護者相談や家庭訪問に繋がったケースもあった。 <課題> 当事者の年齢が10代後半から20代前半の問い合わせが目立った1年で、訪問先も10代が増え、寮生の平均年齢が下がった。一方で時折40代以降の当事者の問い合わせもあるが、入寮生の現状を伝えると、少々躊躇する保護者も散見された。10～20代への支援と、特に就労経験が少なくブランクの長い40代の支援とでは全く異なる。互いに共存でき刺激し合える場や支援の工夫が必要。 また、コロナ禍が長引き、職場実習先の開拓が難しく、中断している実習先も少なくない。経験不足を補うために必要な場の確保も課題の一つ。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業員数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(1) 青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営 (2) 不登校、引きこもりであった青少年が、自立を目指す一環として就労体験をする機会を提供する事業	【厚労省委託事業】 若年無業者等集中訓練等プログラム (6か月)	仕事に就いておらず、家事も通学もしていない15歳～49歳の者のうち、週20時間以上の就職に向けた取組みへの意欲が認められる者が対象。6か月間の合宿生活を通して、職場実習（OJT訓練）、資格取得支援等を実施することで、自信の回復、就職に必要な基礎的能力の獲得等を図り、就職に結びつけることが目的。	通年	5名	23名	本来事業に含まれる。
		実施成果と課題 <成果> ・今年度の参加者は計23名（内、女性1名） ※生活保護受給者は内7名 ・内訳は10代：4名、20代前半：6名、20代後半：6名、30代前半：5名、30代後半：2名 ・平均年齢は25.5歳 プログラム修了時の状況 ・就職：7名（正社員4名、契約社員1名、アルバイト2名） ・進路未決定：4名（多摩・あだちサポステを継続利用、福祉事務所の就労支援員へ引継ぎ、その他） ・本入寮：1名　・途中退所：2名　・福祉系：3名（作業所、GH） 出身地は都内10名、愛知3名、茨城2名、静岡2名、青森・神奈川・埼玉・長野・滋賀・沖縄1名 2021年12月より、東京以外の関係機関向けにオンライン（Zoom）による当該事業の説明会を実施。56組の参加があり内5名が利用に繋がった。 <課題> 参加者は前年度より7名多かったが、内部事業所からのリファーが減少。改めて社内で当該事業の効果性と必要性を説き、各職員の意識や誘導力を高めたい。また、プログラム内容の点検を改めて行いたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(3) 上記 (2) の事業として、漬物用野菜の加工事業、漬物、海産物等の物品販売及び乳製品等の製造販売事業、衣類・家具等のリサイクル商品の販売及び受託販売、リサイクル資源の再商品化業務及びその受託業務、清掃及びハウスクリーニング事業及びその請負事業、その他 上記事業に関連する諸事業の運営	【本来事業】 ハウスクリーニング部門 ビソーアシスト	この事業は、ひきこもり、ニート状態にあった若年者及び障害者を対象に就労支援を目的とし、ハウスクリーニング事業を実施している。 業務内容はハウスクリーニングにとどまらず市内地域会館や老人介護施設の定期清掃の他、一般住宅や賃貸住宅のリフォームも行っている。 他には、ハウスクリーニング事業で培ったノウハウを活かし八王子市、荒川区若年無業者就労促進事業ハウスクリーニング基礎技術取得講座を実施している 実施成果と課題 当法人の障害者作業所の利用者を中心に、市内の老人ホーム、老人介護施設、個人医院の定期清掃を行っている。通常作業よりワンランク上の作業と位置付け、より実社会に近く、利用者のモチベーションとなっている。 また、合宿型集中訓練プログラムの実習生の訓練の一環として寮内清掃を定期的に行い、荒川・八王子の委託事業としてハウスクリーニング講座を実施。 2022年度から新たに公益財団法人東京しごと財団の委託を受け障害者向けのビルクリーニング・ビル管理を中心とした通所型訓練を開始。一期2ヵ月間で年度4回開講する。 課題としては本格的な清掃業務、訓練のため高度な作業力、指導力が不可欠であり更なる職員のスキルアップが必要である。	通年			本来事業に含まれる。

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	【本来事業】相談・家庭訪問	保護者相談： ひきこもり状態の若者の家族等からの相談を受け、置かれた状況に応じた家族としての関わり方や社会資源の活用方法等を助言する。 家庭訪問： 家族間のみでの対応が困難な状況など第三者の関わりが必要なケースにおいて、家族等の依頼により自宅等に訪問する。 当事者ご本人に進路に関する情報提供や家族関係や環境整備等の課題についての助言を直接的、または間接的に行い、必要に応じて適切な社会資源や法人運営の寮の活用を後押しする。	通年	5名	全国のひきこもりの課題を抱える家族・当事者	87,756
		実施成果と課題				
		新規保護者相談：14件 新規家庭訪問：6件 特に当事者自らが相談に赴くことができずに孤立を深めているケースに対する訪問支援を重視して実施した。 ひきこもりを含めた孤立・孤独が社会問題として注目され、行政・民間共に多様な支援を展開している中で、法人としての強みを適切に周知して適切な利用をしてもらうことが課題。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	セーフティネットあだち事業	この事業は、社会参加の一步を踏み出せない事で、問題を抱えた本人、またはひきこもりを持つ家族で問題を抱えている方への支援を実施している。 活動内容としては、相談支援事業の実施、支援機関への誘導支援の実施、後追い支援の実施、出張相談会の実施。 教育・福祉・保健・医療・就労の支援機関と連携して、社会との接点が希薄となる事で、問題を抱えた方を生み出さない取り組みを行っている。	通年	6名	足立区 80名	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		今年度も、社会参加が困難な利用者に対して関係機関と連携をしながら定期的に来所を促し個別相談を実施した。それにより、生活改善や社会参加意欲の醸成が図られ、社会参加に結びついた。 課題は、区民に対しひきこもり問題の理解推進。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	若年者就労支援業務委託 (あらかわわかもの就労サポートデスク)	この事業は若年者に対して就労に関する個別相談及びセミナーを実施することにより、若年者の就労を支援し、安定的な雇用の促進を図ることを目的として実施している 主な支援内容としては、キャリアコンサルタント・臨床心理士・社労士による専門相談、セミナー実施による活動の基盤作り、GATBやキャリアインサイトなどの職業適性検査・パソコン検定に向けての指導、ハローワークや関係機関との連携等、各人が置かれた状況に応じて職業自立に向けたサポートを行っている。	通年	6名	110名	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		今年度も新型コロナウイルス感染症の影響があったが、限られた支援の中で就労自立に向けた支援を行った。 40歳代前後の利用者層が例年に比べ上がった為、年齢層に合った支援内容を検討、早期就労に向けた支援を行った。 また、今年度は新たに社労士相談枠を設け、雇用契約、保険、税金など専門的な相談を充実させ、心理士相談にはコロナ禍の影響を受けている方のメンタル面でのケアを、キャリアカウンセラーには実践的なカウンセリングを重点的に行った。 課題としては、就労意欲欠如に対する意欲喚起と前年度同様、自己肯定感の低さ・認知のゆがみ・受動的な傾向が就職活動の阻害要因として見られる為、利用者との関係構築、心情把握等寄り添った支援を心掛けることと、コロナ禍だからこそできる支援を検討、周知活動の見直しをし新規登録者数、就労決定率を上げていきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	青梅市ひきこもり等支援事業	ひきこもりに関する講演会：青梅市内のひきこもりの課題を抱える家族、当事者、支援者に向けた講演会	通年	3名	青梅市内のひきこもりの課題を抱える家族、当事者、支援者	相談事業に含まれる。
		ひきこもりの状態にある本人や家族のための相談会：ひきこもり状態の若者の家族等からの相談を受け、置かれた状況に応じた家族としての関わり方や社会資源の活用方法等を助言する。				
		実施成果と課題				
		ひきこもりに関する講演会：『ひきこもりの理解と対応』講演会の実施 23名参加 ひきこもりの状態にある本人や家族のための相談会：8月に2日間、11月に3日間、計5日間実施				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	【多摩市委託事業】 多摩市J児童青少年課委託事業	本事業は、多摩市民向けのひきこもり支援事業です。 本年もコロナウイルス感染拡大の影響で、2回実施予定であった市民向け講演会を1回開催した。	通年	3名	多摩市民	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		コロナウイルスの感染拡大に伴い、実施に際しては、担当課と綿密に打ち合わせて、感染予防対策（人数制限・完全予約制・講演時間の短縮等）を徹底しトラブルなく実施することができた。 今回は、白梅学園大学の長谷川俊雄教授の基調講演と当事者の体験談を交えた形で開催した。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	東京都ひきこもりサポートネット	この事業は、当事者・家族等から相談に応じるとともに、相談内容に応じて適切な相談機関、支援機関の紹介等を行う。 主に電話相談、メール相談、訪問相談、ピアオンライン相談ならびに年6回の巡回相談、家族セミナー・個別相談、平日個別相談を実施し、ひきこもり状態の早期発見につなげ、状況に応じて継続的な支援を行っていく。 【相談活動】 当事者・家族等からの相談に対し、東京都の「提言」に基づき一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細やかな支援を行う。 また、具体的課題解決へのアプローチ、つながり続けること目指すアプローチの両輪を組み合わせた視点を持ち、当事者・家族等のニーズに合わせた適切な相談機関、支援機関の紹介、当該機関との有機的な連携をし、切れ目のない支援にあたることを目的としている。 【多職種専門チームと区市町村ネットワーク構築支援事業】 相談業務及び区市町村支援業務における困難ケースや専門的な知見に基づいた助言を要するケースについて、意見や助言を得ることが可能となる制度を構築（医療、心理、福祉、法律）する。 また、都が指定する区市町村において、自治体におけるひきこもり支援に係るネットワークを構築するため、自治体職員等との情報交換会、事例検討、勉強会を実施する。	通年	15名	【新規登録者数】 1,201人	相談事業に含まれる。

		実施成果と課題 【相談活動】 電話相談において、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中高生の相談が増加。 継続支援がうたわれる中、電話相談、メール相談のみでの継続は現実的ではない。段階を設けた伴走型の対面（来所）相談の必要性を感じている。 今年度末より、ピアサポーターによるオンライン相談を実施。 【多職種専門チームと区市町村ネットワーク構築支援事業】 令和3年度より、ネットワーク構築支援事業開始。9自治体と実施したが、各区市町村によって、ひきこもり支援施策の進捗は異なる。引き続き、各区市町村のニーズを把握し、当事業として何ができるのかを模索、検討、実行していく。				
--	--	---	--	--	--	--

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	フリースペースわかば	この事業はひきこもっていた対象者が社会参加する為の準備、またはひきこもり防止を目的として実施している。 ①学習：学校や家庭以外の場を提供し、中学生までの勉強範囲で学校の補習から高校進学支援までの学習のお手伝いをするとともに、それぞれの目的に応じた学習を行う。 ②居場所：コミュニケーションや対人関係に自信のない方に対して、社会性を養う居場所の提供。ご本人のペースで社会参加・体験活動を実施し、人との関わりを醸成していく。 わかば利用者延べ数は 14件。	通年	1名	自主予算の為、範囲無 1名	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		利用者は1名となり、対象者と保護者、スタッフで面談を実施。就労支援事業に繋がりがながらも居場所へ通いたいという希望があり継続となった。 サボステには週2～3日とわかばでも週2日で活動。12月の利用を最後に卒業となった。スタッフの見立では、働き出せる準備は整っていたが不登校、ひきこもり時期が長く不安が強く残っていたため無理せず対象者が納得できるまで在籍となった。 課題は昨年同様で周知活動。利用者がいなくなったため次年度に向けて新たな体制、運営づくりも検討。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	あだち若者サポートステーション	15歳から49歳までの若年無業者を対象として、その就労支援のため各種相談事業（スタッフによる個別面談、キャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリングなど）、就職活動に役立つ各種セミナー（ジョブトレ・ボランティア活動、コミュニケーションセミナー、職業人講話、パソコンセミナー、GATBやキャリアインサイトなどの職業適性検査、職場定着支援セミナーなど）、さらには、職業経験の少ない若者に働く現場を体験して貰うため、様々な業種の企業に協力してもらい、1～2週間程度の職場体験プログラムを用意し利用者に提供している。	通年	6名	登録者 ：95名 相談件数 ：2,003件	159,230
		実施成果				
		【相談・セミナー活動】 昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響で来所者の動向が鈍るなか、WEBでの面談・オンラインセミナーなども駆使してコロナ禍でも就職活動が滞ることがないように支援体制を維持。新規登録者数は伸びなかった反面、相談件数並びに就職者等数は伸びる結果となった。コロナ禍ながらも、既存登録者が相談・セミナー等継続的に動いた結果の数字である。 【ジョブトレ・職場体験】 新型コロナウイルスの影響で、体験先の受け入れ態勢が変化。引き続き実施できないトレーニングや体験先が多くあった。次年度は、職場体験までの流れを丁寧に確立していく必要あり。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	いたばし若者サポートステーション	この事業は、関係機関との連携の下、15歳から49歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、週20時間以上の就職に向けた取組みへの意欲が認められ、ハローワークに於いても就職を目標にし得ると判断した者及びその家族を対象に、各人が置かれた状況に依じて個別に支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによる職業的自立の実現に向けた継続的なサポートを行うこと。	通年	4名	登録者：85名 利用件数：2,335件	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		<成果> ●新規登録人数と内訳 新規登録者数：85名 →年齢層内訳 15～19歳：5名、20～24歳：30名、25～29歳：22名 30～34歳：11名、35～39歳：7名、40歳以上：10名 ※未登録者36名 ●利用件数：2,335件 コロナ禍を考慮し、オンライン対応（相談・セミナー）を並行した結果、利用件数が前年度（1,905名）を超え、進路決定者増にも影響を及ぼしたと考えられる。高校、大学、職業訓練校との連携で10代～20代前半の登録者が増加。一方でコロナ禍による職場体験先企業の受入れが難しく、引き続きの課題となる。また、広報活動（ホームページ・ポスター等）の見直しを行い、前年度以上の新規登録者数の増加に繋げたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	多摩若者サポートステーション	15～49歳の若年無業者の就労支援を目的として福生市と八王子市（サテライト）に相談窓口を設置している。 各種相談事業（個別面談、キャリアカウンセリングなど）、就職活動に役立つ各種セミナー（ジョブトレ・ボランティア活動、コミュニケーションセミナー、PCセミナー、職業適性検査、職場定着支援セミナーなど）、様々な業種の企業での職場体験プログラムを用意し利用者に提供。 また、宿泊型の若年無業者等集中訓練プログラムを6ヶ月間4回実施。	通年	8名	15～49歳の無業者 登録者：276名 （令和3年度）	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		地域の支援機関からの認知度が向上したことにより、新規登録者数が増加した。 就労に向けた有効な支援である職場実習先の充実が課題。 総利用件数：4,832件（内、相談件数：2,009件）				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	八王子市若年無業者就労促進事業	この事業は、社会体験や就労体験などの不足により就労が困難となっている若者に対して、中小企業、八王子市、サポートステーションの協働により、職場体験・職場実習として中間的就労を積む機会を提供し社会的な自立と就労に結び付けていくことを目的として実施している。 職場体験等のほか、個別相談、保護者相談、合宿型実践講座、学校連携、就職決定者への職場定着支援等を実施している。	通年	4名	1. 八王子若者サポートステーションに登録した者のうち、社会的自立及び就労に向けた支援として、就労訓練を受けることが適当であると判断された者 2. 当支援を受けることが適当であると判断された者 支援対象者：200名程度	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		アルバイト等しながら定着支援を利用している若者が正社員へと転職をする等、ステップアップするケースが散見された。また職業訓練校との連携を強化し、積極的に見学会を行った。多くの若者が入校することができた。 就労意欲の乏しい若者については通所することで満足してしまい、就職活動に踏み出せないまま長期化しているケースが見られる。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	若者総合相談センター開設・運営業務	働くことや自分の進路等に悩み続け、孤立し、自己肯定感の喪失とともに長期のひきこもりに至ってしまう若者がいるが、単に失業や中途退学といったことだけでなく、いじめ・友人トラブル、貧困・借金、精神疾患・発達障害、DV・ネグレクトといった家庭環境の問題等、様々な問題が複合していることが多い。こうした若者の支援には、単独の支援機関による支援だけでは解決が困難である。 このような状況を踏まえ、本事業は若者向けのワンストップ相談機能を有する若者総合相談センターを開設することで、支援の必要な若者に寄り添う伴奏的な支援を実施する中で、若者の悩み事を何でも受け止め、問題の早期発見及び複数の支援機関による多角的な支援を行うとともに、義務教育以降の若者に対する切れ目ない支援を実施するものである。	通年	4名	八王子市内在住・在勤・在学中の15歳～39歳までの者及びその家族等 相談者数：140名程度	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		周知活動として他の支援機関への巡回訪問を実施した。これにより他機関から紹介されて利用に至る若者が増加していることに加え、地域の支援者と顔の見える関係性を構築することができた。複合的な課題を抱える若者の利用も多々見られるため提供できる情報を探すことに苦慮することがある。 フリースペースについては延べ利用回数が昨年度と比較して大幅に増加し、若者の利用が活発になってきている。その反面、本人の障害特性によって利用上のルールを守らなかったり、他の若者への負の影響を与えてしまったりする者への対応に迫られる場面もある。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(7) 青少年、高齢者、心身障害者等に対する移送・家事・給食・清掃及び生活改善支援・就労訓練等の福祉サービス事業 (8) 上記(7)の事業として、グループホーム運営事業、地域生活支援センター運営事業、ガイド及びホームヘルプサービス提供事業、自立支援センター運営事業等の地域福祉増進のための事業	グループホーム事業	グループホームでの生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長することを目的として実施している。 今年度の新入居者2名、退去者なし。利用者に対する食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、対人関係・余暇活動の助言等、日常生活に必要な援助を行った。	通年	22名	長期利用者 男性31名 女性6名	53,972
		実施成果と課題				
		一部職員にコロナ感染者・濃厚接触者が発生したものの、利用者には感染が見られず、大過なく過ごすことができています。 利用者の中には、勤務日数削減後や退職後に日中活動先が見つからない期間が数ヶ月以上におよぶケースがあり、今後とも対応が課題となる。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業 (12) リサイクル資源の回収・再利用促進事業	【本来事業】ジョブスペース游	この事業は障害者に対して社会生活に必要な基本的習慣の確立を目的とし、毎日の積み重ねによってより良い習慣形成や社会生活能力の向上、社会適応育成し、自立した生活を念頭においた支援を実施している。 具体的には体調管理、整容などの身辺習慣の習得、交通機関の利用、時間の認識、食事のマナーなど生活習慣の習得、挨拶、言葉遣い、連絡など基礎的なコミュニケーション能力の習得を目指している。 また、作業を通して、集中力や責任感を高めるとともに、作業従事を通して働くことの意義や自信を習得することを目指す。また、作業技能を会得し就労につなげる。作業を通して得た収益は、利用者に工賃として還元する。	通年	15名	就労継続支援B型 44名 就労移行支援 4名	52,162
		実施成果と課題				
		就労移行支援 現在の人数は4名となるが、新規がない場合は、利用期限がある為、利用人数は減っていく事となる。昨年度は就労継続支援B型から3名移動した。今後も利用者の確保が課題となる。 昨年度：新規1名 就労者1名 就労継続支援B型 昨年度は特別支援学校から2名の利用が決まった。実習生の受け入れを円滑に行い、特別支援学校の教員と密に連絡を取り合う事を重視した。今後は、一般就労が難しい方(特別支援学校卒業生)が主になっていくと思われるため、この形態を維持していきたい。 昨年度：新規4名 就労者1名				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	障害者就業・生活支援センターけるん	この事業は、東京都の西多摩地域に居住している障害者を主な対象として、当該障害者の適性・能力・希望に合致した就労と、安定的な職場定着ができるように、就業面と生活面の両面から包括的な支援を行うことを目的として実施している。 地域における医療機関・企業・学校・就労支援機関などの関係機関と随時情報共有や連携を行いながら、地域に根ざした支援ネットワークの構築と効果的な支援体制の確立を目指している。	通年	6名	長期利用者 420名	障害者支援等の事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		今年度の新規登録者は昨年度比90%増と大幅に増加する。傾向としては昨年から引き続き生活課題を抱えた方の割合が多かった。コロナ禍の影響は、昨年度に比べ反動からか例年より数が増加している項目もあった。ちなみに就職件数は昨年比70%増の24件であった。 今年度も、支援対象障害者が就職後に安定して職場定着できるように、丁寧で効果的なアセスメントを行うように心がけた。 今後の課題として、引き続きコロナ禍における支援について、対面以外での積極的な対応、生活課題に対応する為の地域資源の開拓、ネットワークの構築が挙げられる。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	中小企業障害者雇用応援連携事業	この事業は、東京都の委託事業で、東京しごと財団が事務局となり行っている中小企業の障害者雇用を促進する目的で行われている。 都内900社、45.5人以上300人未満の中小企業が対象となる。	通年	2名	156件	障害者支援等の事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		昨年度同様コロナウィルス感染拡大の影響を受けて、支援手段、件数のカウントの変更があり、年度当初は対応に苦慮した。 企業の障害者雇用に対する意識にも影響を及ぼし、優先順位が後退してしまった結果、支援が滞ってしまう企業もあった。 今後支援手段を考慮して、対応していきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	精神障害者就労定着支援事業	・年に2回、精神障害者の就労・定着支援に関する連絡会を開催し、講演やグループワーク等を実施することで、地域における支援力の向上と他職種連携を促進する。 ・年に4回、外部の有識者を招き、連絡会についての企画・立案をする - とともに、多職種連携を促進するための「連携ツール」を作成する。 ・医療との連携を目的に医療コーディネーターを配置し、出前講座等を行ってきた。	(連絡会) 11月25日 3月16日 (出前講座)		140名ほど	障害者支援等の事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		コロナウィルス感染拡大の影響により、連絡会は昨年度同様Zoomでの開催となる。また今年度より新たな事業として、連絡会事業と医療連携事業の2本立てとなり、それぞれ展開してきたが、医療との連携に関して困難さを感じた。 次年度の課題として計画的に事業を展開することに心掛けたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	定住外国人支援事業部	【YSCグローバル・スクール】 海外にルーツを持つ子ども・若者を対象とした専門家による日本語教育・教科学習支援の実施。 【NICO にほんご×こどもプロジェクト】 日本語教育機会へのアクセスがない地域に暮らす子どもを対象とし、オンライン会議システムを活用してYSCグローバル・スクールの授業を双方向・ハイブリッド型で受講可能な遠隔教育支援を実施。 【就労支援（他事業部署との連携）】 海外にルーツを持つ若者、定住外国人等を対象として、地域若者サポートステーションとの連携のもと、日本語教育機会と就労支援機会の提供、伴走支援を実施。 【公益活動における海外ルーツ青少年受け入れ体制推進事業】 主に日本人青少年を対象に活動を行ってきた公益活動団体等を対象に、海外ルーツの青少年”も”その対象として支援を行うことができるよう、必要な研修機会や伴走支援を提供することを通して、共生社会の基盤構築に寄与する事業。	通年	27人	全国 174人 (延10,854人)	72,263

実施成果と課題				
本事業部では2016年度よりオンライン会議システムを活用した遠隔教育に取り組んできたこともあり、コロナ禍の発生以降もオンライン支援と対面支援を感染拡大状況に応じて柔軟に使い分け、組み合わせて運営を行ってきた。これにより、平時より学びの機会へのアクセスが限られている海外ルーツの子ども・若者たちへ、切れ目のない学習機会とつながりを提供し続けることができた。また、コロナ禍の影響により「オンライン授業」という選択肢が広まったことによって、全国各地からオンライン支援を希望する子どもや若者を例年以上に受け入れることができた。 また、2020年度より公益活動団体を対象とした海外ルーツ青少年受け入れ態勢推進事業を開始。コロナ禍による影響は少なからずあったが、オンラインを柔軟に活用することにより、若者支援、高校生支援、子どもの貧困支援等、所領⑨域で活動する公益活動団体に対して海外ルーツ青少年の受け入れのための研修等を実施することができた。 課題としては、コロナ禍の影響を受けやすい外国人保護者や海外ルーツの若者の失業や減収が続き、子どもたちの教育の継続に対しリスクが高まっていることである。先の見えない状況が続いているが、民間助成金等の活用や、フードパントリー等との連携などを含めた生活の安定化を図る取り組みを可能な限り行うことで、不就学や中途退学の発生予防に努めたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	若年層に対する日常・社会生活支援事業	15歳から39歳で、特に就労阻害要因がないと思われるか就労意欲の乏しいものに対し、就労意欲の醸成と社会適合・社会参加を助長し、就労又は就学により、受給者及び世帯の自立助長を促進し、円滑な社会生活の確立を目的とする。 (1) 発注者から依頼する支援対象者について、家庭訪問によるアセスメント、動機付け、適性診断等を実施し、その後、包括的就労支援事業、あだち若者サポートステーション、公共職業安定所などへの同行を通して、最終的には就職へ結びつける。 (2) 将来の確実な就労のため、支援対象者が高等学校、職業訓練校への進学を希望し、これが支援対象者の自立支援に効果があると発注者が認めた場合は、進学に向けた支援を行う。 (3) 不就労等の背景に精神疾患等があると思われる者については、定期通院をはじめとした日常生活自立、社会参加自立に向けた支援を行う。	通年	2名	アウトリーチ／足立区の被保護者15歳～39歳 約60名程度	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。

		実施成果と課題				
		【実施成果】 (1) 新規件数の増加 昨年度14名から今年度は40名。 (2) 訪問件数の増加 昨年度459件から今年度は985件。 (3) 利用者、ケースワーカーとの情報共有件数の増加。 昨年度634件から今年度は1207件。 (4) 支援対象者数の増加 昨年度54件から今年度は81件 ・支援方法の選択肢、入口を広く持つことにより、ひきこもり状態にある対象者ほとんどの外出支援に成功。 ・中学校卒業後進路未決定者の高校復学支援数の増加。 ・以前から青少年自立援助センターを知ってくれているケースワーカーからの依頼が多く、認知が広がった。 ・他機関との連携の強化に務めた、その結果対象者の日中活動先を増やすことができ社会と関わる時間を増やすことができた。 【課題】 ・支援者が何度も入れ替わっているケースは長期化していることが多く、動かしにくさを痛感。 ・就労経験者を支援していく中で、再度就労したいと思わせる動機付けの難しさ。サポートステーションへの定着の難しさ。 ・終了者数の少なさが課題。 →短期で支援が終わる対象者が少ない状況で新規の数が増え、訪問件数が増えた。結果、事務処理が業務内で終わらないことがほぼになっている。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	板橋区 子どもの学習・生活支援事業 まなぶーす	この事業は、生活困窮、生活保護及びひとり親世帯の子ども及びその保護者に対して、学習・生活支援事業を実施し、世帯への相談支援や子どもへの学習支援、居場所支援等を行うことで、高校進学及び卒業を支援し、就職や進学等の将来展望の明確化及び進路選択の幅の拡大を図ることで、貧困の連鎖を防止・解消することを目的とする。	通年	22名 (内、アルバイトは17名)	110人 (板橋区役所前教室：46人、西台教室：64人)	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
	①板橋区役所前教室 (27.6～) ②西台教室 (29.5～)	実施成果と課題 <成果> ●新規登録人数と内訳 新規登録人数：37人 →内訳：小2/1名、小3/2名、小4/2名、小5/4名 小6/10名、中1/4名、中2/7名、中3/6名、高1/1名 ※R2年度からの利用継続73名を含め、110名を支援 ●学年別登録者110名の内訳 学習登録 / 68名 居場所登録 / 42名 ※うち、ひとり親世帯は90名 ※生活保護世帯と困窮世帯の比率(人)は47：63 ●進路決定状況 ・中学3年生17名、全員合格 <課題> ・学習ボランティアの確保と活用 ボランティアの登録人数は前年度と比較し26名減の68名。昨年度の減少から一転、登録人数は大幅に増加した。一方で、ボランティアの定着が引き続きの課題となる。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	子どもの健全育成学習支援(基礎)業務(八王子市)	この事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的として実施している。	通年	7名	八王子市内に在住する生活保護受給世帯および児童扶養手当受給世帯の小学4年生から中学3年生 常時上限20名(仕様書上)	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		支援対象者のほとんどが発達障害等の課題を抱えており、学びなおしができる放課後等デイサービスといった様相であった。進学を希望する中学3年生については全員が志望校に合格することができた。 支援対象者は自治体担当者が選定するが、既に公的な支援につながっている層しか発見できていない。こちらから対象者を見つけて支援につなげることは認めらず、孤立している層にアプローチができないことが事業の仕組み上の課題である				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	福生市 子どもの学習支援事業 ふっさまなぶーす	この事業は、福生市内の生活困窮、生活保護世帯の子どもたちの学習支援、および居場所提供事業として実施。中学三年生については高校進学を目指し、受験勉強の指導を行い、目的達成を目指す。 また、学校生活が苦手な生徒には、安心できる居場所を提供することで、社会性が身につくようなカリキュラムを実施している。	通年	3名	延べ500名	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		<成果> 毎年7月に福生市による約700世帯への広報を行ってる。今年は、定員10名に対し10名が受講。内2名は送迎を利用することで、継続的な通所につながっている。 <課題> 利用者が増えることは、それだけ困窮者の増加を意味するため、一概に推奨することはできないが、一週間に2時間程度の関りとはいえ、家庭事情も様々であることから、一人一人に寄り添ったサポートを心がけなければならないと、考えている。				
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(14) 上記(5)(13)の事業の一環として出版事業	【本来事業】 書籍販売	「わが子のひきこもり待つだけでいいのでしょうか？」は、ひきこもりの子どもに対する親の姿勢をわかりやすくアドバイスしており、好評。	通年		ひきこもりを持つ保護者。 関係機関向け。	本来事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		書籍販売は、アマゾンの通信販売を利用することで、全国の希望者の手に届けやすくなっている。さらに、書籍の意義をPRしながら販売促進を進めていく。 冊子販売内訳： わが子のひきこもり 16冊				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(15) 上記(2)(5)の事業の一環として無料職業紹介事業	無料職業紹介所	職業安定法をに基づき、就職を希望する求職者と労働者を求める企業との仲介を行って、双方の要求を満たすような就職の実現を目的とするサービスを提供。	通年	3名	求人者(企業)、求職者	本来事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		法人がマッチングした職場実習を経て雇用関係が結ばれたケースに於いて必要応じて活用した。 求人数：8件 新規求職者数：8件				

2022年度（25期）事業報告
2022年6月1日から2023年5月31日まで

理事長 河野久忠

2022年度も、なかなか収まらないコロナ禍の中での活動になりました。

制限のある中で、出来る限りの支援を考えながら対応してきました。

ウクライナ問題が発生した以降、避難民の受け入れを引き続き実施してまいりました。予期せぬ形で、日本に避難してきた子ども・若者をYSCグローバルスクールで受け入れ日本語・教科学習を、早期に支援できたことにより、日本で生活することの不安を低減することができ、孤立化の予防が出来たと考えます。また、日本各地においても海外にルーツの有る方向けの支援に対する意識が高まり、地方自治体からのオンラインを活用した連携要請も多くなり、政府からの意見聴取の機会も多々ありました。

若者支援に関しても休眠預金の助成金を活用した、「森の仕事体験合宿」を企画、実施しました。ひきこもり等に限った企画ではなく、広く若者に林業と言う仕事を知ってもらう企画です。以前、高知県において支援を実施していた関係で現地の協力も得て、14泊15日の体験合宿を高知県四万十市で実施し、11月開催は定員の8名、1月開催は7名の参加者を募ることができました。定職の有る方・フリーターの方・世界を旅している方等々多彩な20代～30代の若者が参加し、林業の基本や伐採した木材でサウナを作るなど様々な共通の課題を取り組みました。実施後、林業関係の仕事に従事している方、地域おこし協力隊に応募し、高知県移住し、林業に従事した方、その他就職した方など、それぞれ、合宿を通しての経験や個々の価値観の共有をすることで、各々次ぎの進路選択に繋がったことは一定の成果であったと考えますし、YSCが長年実施している宿泊型良いところが発揮できたと考えます。

コロナ禍でオンラインのニーズが高まりましたが、あらためてリアルな人と繋がるの重要性を感じております。YSCの支援で大切にしているのは、リアルに知り・感じ・そして楽しめることです。様々な体験を通して素直に自分の欲を出せるようになってもらうことにより、それが未来に向かっての活力にもなると考えます。

コロナ禍によりひきこもり支援にも変化出てきています。80-50問題等含めて、対応しなくてはならない層も広がり、困難ケースも増えています。自治体の相談窓口は拡充されるのは良いことで充足されつつあると思いますが、出口の部分になる支援は非常に少ない状況が続い

ています。自治体ごとに設置することは予算的にも、人的にも難しいのが現状です。必要なのは現在有る支援生かし、官民含めた横のネットワークを構築するしかないと考えます。民間のスキルの高い支援を、公的な機関が生かせる枠組みも重要です。選択肢の幅が広がれば支援のミスマッチも減り、多くの方が適切な支援を利用できるようになると考えますので、積極的な政策提言も各関係機関に対して実施してまいりました。

法人全般の運営に関しては、行政からの委託等の継続も問題無く完了し、粛々運営できています。安定しているなかで、支援のスキルアップ等も図れるよう職員の意識改革に繋がる研修や法人内の情報共有の仕組みの見直し等も実施しました。

※本年、その他の事業の実施無し

2022（令和4）年度事業実施報告（2022年6月1日～2023年5月31日）						
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 （千円）
（１）青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営 （２）不登校、引きこもりであった青少年が、自立を目指す一環として就労体験をする機会を提供する事業	【本来事業】 （長期利用者）	ひきこもり状態にある若者を対象に、寮生活をしながら、生活改善支援、作業体験、職場実習、ダンス等のカルチャー、各種イベント等様々な活動を通して、個々の抱える課題に共に向き合い、それぞれが目指す方向（社会的自立）と定着を個別にサポートする。 また、ひきこもり状態にある子どもを持つご家族からの相談をお受けし、状況に応じた対応や情報の提供を行う。	通年		21名	109,043
		実施成果と課題				
		＜成果＞ 新規入寮は4名（内、家庭訪問を経て入寮した者は3名）、卒寮は8名。 ＜課題＞ 入寮の目的として、まず生活改善や対人面の課題克服といった課題と向き合うところからスタートし、就学や就労といった社会参加に向けてサポートしているが、今年度卒寮した者の中で、環境を変えるため、環境に馴染めない、ことを理由に退所した者がいた。 彼自身が寮生活の中で具体的な成果や可能性を見出し切れなかったことについて、何か原因であったのか、我々はもっと違った関わり方や提案ができなかったのかを振り返り、今いる寮生らの支援に役立てたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(1) 青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営 (2) 不登校、引きこもりであった青少年が、自立を目指す一環として就労体験をする機会を提供する事業	【厚労省委託事業】 若年無業者等集中訓練等プログラム (6か月)	仕事に就いておらず、家事も通学もしていない15歳～49歳の者のうち、週20時間以上の就職に向けた取組みへの意欲が認められる者が対象。 6か月間の合宿生活を通して、職場実習（OJT訓練）、資格取得支援等を実施することで、自信の回復、就職に必要な基礎的能力の獲得等を図り、就職に結びつけることが目的。	通年		12名	本来事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		<成果> ・参加者12名（内、女性3名）※生活保護受給者は4名 ・内訳は10代：2名、20代：5名、30代：4名、40代：1名 ・平均年齢は27.6歳 プログラム修了時の状況（内、3名はプログラム継続中につき除外） ・就職：7名（正社員2名含む） ・途中退所：2名 出身地は都内5名、都外7名 <課題> 参加者は前年度より11名減。問合せや見学に繋がるケースも少なく、当該プログラムの有用性や必要性について、関係者・保護者共関心が高かったが、利用に繋がらなかったケースも。本人への後押しや対象者の絞り込みについて、職員の誘導力を高めつつ、プログラムの魅力についても改めて考えていきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(3) 上記 (2) の事業として、漬物用野菜の加工事業、漬物、海産物等の物品販売及び乳製品等の製造販売事業、衣類・家具等のリサイクル商品の販売及び受託販売、リサイクル資源の再商品化業務及びその受託業務、清掃及びハウスクリーニング事業及びその請負事業、その他 上記事業に関連する諸事業の運営	【本来事業】 ハウスクリーニング部門 ビソアシスト	この事業は、ひきこもり、ニート状態にあった若年者及び障害者を対象に就労支援を目的とし、ハウスクリーニング事業を実施している。 業務内容はハウスクリーニングにとどまらず市内地域会館や老人介護施設の定期清掃の他、一般住宅や賃貸住宅のリフォームも行っている。 他には、ハウスクリーニング事業で培ったノウハウを活かし八王子市、荒川区若年無業者就労促進事業ハウスクリーニング基礎技術取得講座を実施している。 今年度から新たに公益財団法人東京しごと財団の委託を受け障害者向けのビルクリーニング・ビル管理を中心とした通所型訓練を開始し	通年	1名	本部寮生5名 合宿型訓練生15名 ジョブスペース 游利用者10名 知的・精神障害者10名	本来事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		当法人の障害者作業所の利用者を中心に、市内の老人ホーム、老人介護施設の定期清掃を行っている。 通常作業よりワンランク上の作業と位置付け、より実社会に近く、利用者のモチベーションとなっている。 課題としては本格的な清掃業務、訓練のため高度な作業力、指導力が不可欠であり更なる職員のスキルアップが必要である。 ハウスクリーニング基礎技術取得講座及び障害者委託訓練ともに定員割れの状態なので他部署と連携し受講者の獲得をはかりたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	【本来事業】 相談・家庭訪問	保護者相談： ひきこもり状態の若者の家族等からの相談を受け、置かれた状況に応じた家族としての関わり方や社会資源の活用方法等を助言する。 家庭訪問： 家族間のみでの対応が困難な状況など第三者の関わりが必要なケースにおいて、家族等の依頼により自宅等に訪問する。 当事者ご本人に進路に関する情報提供や家族関係や環境整備等の課題についての助言を直接的、または間接的に行い、必要に応じて適切な社会資源に繋ぐ。	通年	5名	全国のひきこもりの課題を抱える家族・当事者	98,274
		実施成果と課題				
		新規保護者相談：8件 新規家庭訪問：7件 特に当事者自らが相談に赴くことができず、家族ともコミュニケーションが取れずに孤立を深めているケースに対する訪問支援を重視して実施した。				
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	セーフティネットあだち事業	社会参加への一歩を踏み出せないことで、問題を抱えた本人、または、ひきこもりを持つ家族で問題を抱えている方への支援を実施している。 活動内容としては、相談支援、支援機関への誘導支援、後追い支援、出張相談会の実施を行っている。	通年	6名	足立区 80名	相談・家庭訪問に含まれる。
		実施成果と課題				
		社会参加が困難な利用者に対して、関係機関と連携をしながら定期的な来所を促して個別相談を実施した。それにより、利用者の生活改善や社会参加への意欲が醸成されて社会参加に結びついた。 ひきこもりは社会全体で支えていく必要があることへの理解を得られるよう活動していく。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	若年者就労支援業務委託 (あらかわわかもの就労サポートデスク)	この事業は15歳から概ね44歳までの若年無業者に対して、就労に関する個別相談及びセミナーを実施することにより、若年者の就労を支援し、安定的な雇用の促進を図ることを目的として実施している。 主な支援内容としては、キャリアコンサルタント・臨床心理士・社労士による専門相談、セミナー実施による活動の基盤作り、GATBやキャリアインサイトなどの適性検査・適職診断、パソコン検定に向けての指導、ハローワークや関係機関との連携、定着支援等、各人が置かれた状況に応じて職業自立に向けたサポートを行っている。	通年	6名	110名	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		今年度はオンラインによる支援希望者がごく僅かになり、来所者数は前年度に比べ増加した。 全体的に20歳代の利用者層が例年に比べ上がった為、支援内容・セミナーを見直し、年代に合った支援を行った。 また昨年同様、社労士相談には引き続き雇用契約、保険、税金など専門的な相談を、心理士相談にはメンタル面でのケアを、キャリアカウンセラーには実践的なカウンセリングを重点的に行った。 課題としては、ブランクがある方・就労困難者・就労意欲欠如の方に対して意欲喚起、方向性の検討、心情把握など、個々の置かれてる背景を考慮し、寄り添った支援を心掛けることと、スタッフのスキルアップ、周知活動に注力し新規登録者数、就労決定率を上げていきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	青梅市ひきこもり等支援事業	ひきこもりに関する講演会：青梅市内のひきこもりの課題を抱える家族、当事者、支援者に向けた講演会	通年	3名	青梅市内のひきこもりの課題を抱える家族、当事者、支援者	相談事業に含まれる。
		ひきこもりの状態にある本人や家族のための相談会：ひきこもり状態の若者の家族等からの相談を受け、置かれた状況に応じた家族としての関わり方や社会資源の活用方法等を助言する。				
		実施成果と課題				
		ひきこもりの状態にある本人や家族のための相談会：2022年8月に1日間、11月に1日間、2023年1月に2回、計4日間実施 青梅市ひきこもり講演会の実施、34名参加				
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	【多摩市委託事業】 多摩市児童青少年課委託事業	本事業は、多摩市民向けのひきこもり支援事業です。 本年もコロナウイルス感染拡大の影響で、2回実施予定であった市民向け講演会を1回開催した。	通年		多摩市民	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		コロナウイルスの感染拡大に伴い、実施に際しては、担当課と綿密に打ち合わせて、感染予防対策（人数制限・完全予約制・講演時間の短縮等）を徹底しトラブルなく実施することができた。 今回は、公益社団法人青少年健康センターの井利由利氏を登壇していただき講演していただいた。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	東京都ひきこもりサポートネット	この事業は、当事者・家族等から相談に応じるとともに、相談内容に応じて適切な相談機関、支援機関の紹介等を行う。 主に電話相談、メール相談、訪問相談、ピアオンライン相談ならびに年6回の巡回相談、家族セミナー・個別相談、平日個別相談を実施し、ひきこもり状態の早期発見につなげ、状況に応じて継続的な支援を行っていく。 【相談活動】 当事者・家族等からの相談に対し、東京都の「提言」に基づき一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細やかな支援を行う。 また、具体的課題解決へのアプローチ、つながり続けること目指すアプローチの両輪を組み合わせた視点を持ち、当事者・家族等のニーズに合わせた適切な相談機関、支援機関の紹介、当該機関との有機的な連携をし、切れ目のない支援にあたることを目的としている。 【多職種専門チームと区市町村ネットワーク構築支援事業】 相談業務及び区市町村支援業務における困難ケースや専門的な知見に基づいた助言を要するケースについて、意見や助言を得ることが可能となる制度を構築（医療、心理、福祉、法律）する。 また、都が指定する区市町村において、自治体におけるひきこもり支援に係るネットワークを構築するため、自治体職員等との情報交換会、事例検討、勉強会を実施する。	通年	17名	【新規登録者数】 1,080人	相談事業に含まれる。

		実施成果と課題 【相談活動】 電話相談において、20～30代からの相談が増加。継続支援がうたわれる中、電話相談、メール相談のみでの継続は現実的ではない。段階を設けた伴走型の対面（来所）相談の必要性を感じている。今年度より、ピアサポーターによるオンライン相談を実施。 【多職種専門チームと区市町村ネットワーク構築支援事業】 令和3年度より、ネットワーク構築支援事業開始。9自治体と実施したが、各区市町村によって、ひきこもり支援施策の進捗は異なる。引き続き、各区市町村のニーズを把握し、困難事例を元になるように、多職種専門チームでのケースカンファレンスをおこない、自治体にフィードバックをおこない、庁内連携のキッカケになるように働きかけていく。			
--	--	---	--	--	--

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	フリースペースわかば	この事業はひきこもっていた対象者が社会参加する為の準備、またはひきこもり防止を目的として実施している。 ①学習：学校や家庭以外の場を提供し、中学生までの勉強範囲で学校の補習から高校進学支援までの学習のお手伝いをするとともに、それぞれの目的に応じた学習を行う。 ②居場所：コミュニケーションや対人関係に自信のない方に対して、社会性を養う居場所の提供。ご本人のペースで社会参加・体験活動を実施し、人との関わりを醸成していく。 わかば利用者延べ数は 11 件。	通年	1名	自主予算の為、範囲無 0名	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		現在は利用者が0名。 生活保護世帯の利用者は見学、体験枠として利用中。法人内の連携として集中訓練プログラムやサポステ等にリファーする前の見立て期間で継続していきたい。また、法人独自の居場所支援の在り方を実験的に行う場としても運営していきたいと考えている。 課題は独自性の打ち出し方、外部への周知活動。当該周辺エリアの地域性・利用者の特性を踏まえて運営していきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	あだち若者サポートステーション	15歳から49歳までの若年無業者を対象として、その就労支援のため各種相談事業（スタッフによる個別面談、キャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリングなど）、就職活動に役立つ各種セミナー、さらには、職業経験の少ない若者に働く現場を体験して貰うため、職場体験プログラムを用意し利用者に提供している。	通年	6名	登録者 ：約90名 相談件数 ：約2,300件	163,248
		実施成果				
		【相談・セミナー活動】 新型コロナウイルスの影響もひとまず落ち着きを見せ、対面での面談・セミナーなどへの参加者も増加。スタッフ間でもあだちサポステとしての目標を共有し動いた年度となった。新規登録者数は伸びなかった反面、相談件数並びに就職者等数は伸びる結果となった。 【ジョブトレ・職場体験】 昨年度よりも少しずつ世の中が動き始めた印象。それに伴いサポステの活動も広がりを見せつつある。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	いたばし若者サポートステーション	この事業は、関係機関との連携の下、15歳から49歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、週20時間以上の就職に向けた取組みへの意欲が認められ、ハローワークに於いても就職を目標にし得ると判断した者及びその家族を対象に、各人が置かれた状況に応じて個別に支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによる職業的自立の実現に向けた継続的なサポートを行うこと。	通年	4名	登録者：84名	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		総利用件数：2,469件 <実施成果> ・広報活動の見直しを行い、インターネット上での周知方法や板橋区との協力を得た広報活動に注力した。 ・打合せを定期的実施しプログラムの充実を図った。 結果、登録者数と総利用件数の増加に繋がった。 <課題> ・増加傾向にある氷河期世代の利用者を支援するためのアプローチ方法を充実させること。 ・就職者数を増やすため、利用者のニーズと企業の求人状況を加味した職場体験プログラムの充実を図ること。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	多摩若者サポートステーション	15～49歳の若年無業者の就労支援を目的として福生市と八王子市（サテライト）に相談窓口を設置している。 各種相談事業（個別面談、キャリアカウンセリングなど）、就職活動に役立つ各種セミナー（ジョブトレ・ボランティア活動、コミュニケーションセミナー、PCセミナー、職業適性検査、職場定着支援セミナーなど）、様々な業種の企業での職場体験プログラムを用意し利用者に提供。 また、宿泊型の若年無業者等集中訓練プログラムを6ヶ月間4回実施。	通年	8名	15～49歳の無業者 登録者 ：210名 (令和4年度)	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に解除されたことで利用中断を余儀なくされていた利用者の来所も徐々に回復し前年度よりもセミナー件数が大幅に増加した。 その反面、新規登録者数は減少しているため、サボステ再開についての周知不足が課題。 総利用件数：6,734件（内、相談件数：1,389件）				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	八王子市若年無業者就労促進事業	八王子若者サポートステーションの登録者には、社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、なかなか就労に結びつかない若者が多い状況にある。 そのため、一般就労への準備として、適切な支援及び指導のもと、就労の経験を積むことができる職場体験・職場実習及び中間的就労に向けた相談支援・セミナーなどを行い、若者が社会的に自立し、継続的に就労していけるよう支援する。	通年	4名	1. 社会的自立及び就労に向けた支援として、就労訓練を受けることが適当であると判断された者 2. 当支援を受けることが適当であると判断された者 支援対象者：200名程度	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		個別相談、就労支援セミナー、職場体験、職場実習、合宿型実践講座等の就労支援のほか、保護者相談、学校連携、就職決定者への職場定着支援等を実施した。				
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	若者総合相談センター開設・運営業務	本事業は若者向けのワンストップ相談機能を有する若者総合相談センターである。支援の必要な若者に寄り添う伴走的な支援を実施する中で、若者の悩み事を受け止め、問題の早期発見及び複数の支援機関による多角的な支援を行うとともに、義務教育以降の若者に対する切れ目ない支援を実施するものである。	通年	4名	八王子市内在住・在勤・在学中の15歳～39歳までの者及びその家族等 相談者数：140名程度	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		若者やその家族に対する電話・来所相談、家や学校・職場以外の第3の居場所の提供を実施した。 また、未だリーチできていない層を想定してWeb広告による周知活動を実施した。 また、複合的な課題を抱える若者に対応すべく地域支援者による専門相談を実施した。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(7) 青少年、高齢者、心身障害者等に対する移送・家事・給食・清掃及び生活改善支援・就労訓練等の福祉サービス事業 (8) 上記(7)の事業として、グループホーム運営事業、地域生活支援センター運営事業、ガイド及びホームヘルプサービス提供事業、自立支援センター運営事業等の地域福祉増進のための事業	グループホーム事業	グループホーム（滞在型）での生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長することを目的として実施している。 今年度の新入居者1名、退去者3名。 利用者に対する食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、対人関係・余暇活動の助言等、日常生活に必要な援助を行った。	通年	22名	長期利用者 男性30名 女性5名	62,584
		実施成果と課題				
		親族による継続的な金銭管理が難しいケースが2件あり、何れも成年後見制度の利用につながった。 入居から2～3年以内で退居せざるを得ない利用者が複数名出て、当グループホームとの相性を見定める難しさが課題となった。 今後、相談機関や就労先、自治体などとの連携が一層重要になるケースが増えていくと思われる。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業 (12) リサイクル資源の回収・再利用促進事業	【本来事業】 ジョブスペース游	この事業は障害者に対して社会生活に必要な基本的習慣の確立を目的とし、毎日の積み重ねによってより良い習慣形成や社会生活能力の向上、社会適応育成し、自立した生活を念頭においた支援を実施している。 具体的には体調管理、整容などの身辺習慣の習得、交通機関の利用、時間の認識、食事のマナーなど生活習慣の習得、挨拶、言葉遣い、連絡など基礎的なコミュニケーション能力の習得を目指している。 また、作業を通して、集中力や責任感を高めるとともに、作業従事を通して働くことの意義や自信を習得することを目標とする。 また、作業技能を会得し就労につなげる。作業を通して得た収益は、利用者に工賃として還元する。	通年	14名	就労移行支援登録者：2名のべ利用者数571名 就労継続支援B型登録者：47名のべ利用者数7818名	54,544
		実施成果と課題				
		・就労移行支援 2023年5月24日に就労者1名が退所となり、現在の登録者は1名のみとなる。引き続き、利用者の確保に注力をするが、利用者の獲得は難しい。 今後、周辺のニーズをみて制度上の確認を行い、サービスの切り替えが必要となる。 ・就労継続支援B型 2023年4月に羽村特別支援学校から1名が利用を開始した。6月からは国立リハビリテーションセンターから1名の入所が決まっており、引き続き、関係機関との連携を保ち続ける事が必要。 今後の就労継続支援B型のあり方は、行政から課せられている通り、工賃アップが重要となる。2023年4月から1時間あたりの工賃を190円に引き上げた。引き続き、作業収入を上げる事に力を入れていきたい。 ・全体 2023年4月から福祉専門員配置加算、送迎加算、就労移行支援体制加算を新たに取得した。制度変更時には事業所に合った加算の見直し、点検が必要となる。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	障害者就業・生活支援センターけるん	厚生労働省からの委託事業として、障害のある方を対象にアセスメントを実施して、それぞれの適性・能力・希望に合致した就労と、安定的な職場定着ができるように、就業と生活の両面から一体的な支援を行っている。 地域における医療機関・企業・学校・ハローワークなどの関係機関と随時情報共有や連携を行いながら、地域に根ざした支援ネットワークの構築と効果的な支援体制の確立を目指している。	通年	6名	登録者数：480名	障害者支援等の事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		他機関からの支援依頼件数や登録希望者数が依然として増加傾向にあるが、求職者であってもすぐに就職活動ができる層は少なく、まずは金銭問題の解決や環境調整などをして、生活基盤を整える必要があるケースが多くなっている。 利用者の抱える生活課題の複雑化・多様化によって、より多くの関係機関との連携が必要となっている。引き続き地域において支援ネットワークの拡充を図り、それぞれの役割や専門性に応じたチーム支援によるケースマネジメントを展開していきたいと考えている。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業員数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	中小企業障害者雇用応援連携事業	東京都産業労働局からの委託により、東京しごと財団が事務局となって運営されている事業である。障害者雇用率が未達成の中小企業を対象に障害者雇用の制度や好事例、採用から雇用管理までの具体的なノウハウ等について啓発を行い、企業からの相談を受けている。 従業員が45.5人以上300人未満である都内の中小企業900社が対象となっており、電話やオンライン、職場訪問によってアプローチを行っている。	通年	2名	支援実績：192件	障害者支援等の事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		令和6年より障害者雇用率の引き上げが行われ、週10時間以上の特定短時間であっても雇用率に算定できるようになるなど、法改正による様々な影響が予想されるため、新たな企業ニーズの掘り起こしと、その対応ができるように、アプローチを工夫しながら取り組んでいく必要があると感じている。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	精神障害者就労定着支援事業	東京都福祉保健局から委託を受け、下記事業を行っている。 ・精神障害者の就労定着支援に関する連絡会を年2回開催し、講演やグループワーク等を実施することで、地域における支援力の向上と他職種連携を促進する。 ・年に4回、外部の有識者を事務局会議に招集し連絡会についての企画・立案をするとともに、多職種連携を促進するための「連携促進ツール」を作成するための協議を行う。 ・医療連携コーディネーターを配置し、圏域内の精神科医療機関との連携体制を構築するとともに、デイケア職員および利用者向けの就労支援に関する交流プログラムを実施するなど、地域における医療機関と就労支援機関との連携を促進する。	通年	1名	200名ほど	障害者支援等の事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		上記の事業内容に加えて、精神科医療機関から個別ケースの支援依頼を受けることが複数回あり、当該医療機関のソーシャルワーカーと連携しながら支援を行った。 次年度以降も引き続き地域の実情やニーズに合わせて連絡会や交流プログラムを企画し、医療連携の促進と支援ネットワークのさらなる拡充に努めていきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	定住外国人支援事業部	【YSCグローバル・スクール】 海外にルーツを持つ子ども・若者を対象とした専門家による日本語教育・教科学習支援の実施。 【NICO にほんご×こどもプロジェクト】 日本語教育機会へのアクセスがない地域に暮らす子どもを対象とし、オンライン会議システムを活用してYSCグローバル・スクールの授業を双方向・ハイブリッド型で受講可能な遠隔教育支援を実施。 【就労定着支援】 海外にルーツを持つ若者、定住外国人等「社会的所属を持たない者」を対象として、日本語教育機会と就労支援機会の提供、伴走支援を実施。 【公益活動における海外ルーツ青少年受け入れ体制推進事業（多文化対応推進支援）】 主に日本人青少年を対象に活動を行ってきた公益活動団体等を対象に、海外ルーツの青少年”も”その対象として支援を行うことができるよう、必要な研修機会や伴走支援を提供することを通して、共生社会の基盤構築に寄与する事業。	通年	47人	全国 ●子どもの教育支援：304名 ●若者・生活者支援：190名 ●多文化対応推進支援：34団体	86,340
		実施成果と課題				

2022年度はコロナ禍以降続いていた出入国制限が緩和された影響を受け、日本へ新規来日、再来日する海外ルーツ青少年や成人が急増。全国的に自治体や支援団体の受け入れ体制が追い付かず、YSCグローバル・スクールを最後の砦として頼ってくるケースが増加した。これに伴い、YSCグローバル・スクールの受入れキャパシティを緊急的に拡大し、最終的に例年の1.5倍以上となる300余名の海外ルーツの子ども・若者へ支援を提供した。また、緊急支援の一環としてウクライナ避難民の子どもが無償で日本語を学べる機会を提供。19名のウクライナ避難民に加え、アフガニスタンやミャンマーなど難民性の高い子どもたちへの支援機会提供も実施。例年以上に多様な子どもたちが学ぶ場となった。

また、2016年度より取り組んできたzoomを活用したオンライン支援の実績が評価され、2020年度より連携してきた三重県に続き、愛知県名古屋市教育局からの委託事業を受託。当該市内の小中学校に在籍する日本語を母語としない子どもたちを対象に、特別カリキュラムを作成し支援機会を提供した。他の自治体から同様の事業についての問い合わせも増加し、今後一定規模での拡大が見込まれる。

海外ルーツの若者・生活者を対象とした事業においては、今年度は対象範囲を「社会的所属を持たないもの」へと定め、日本社会において最も支援につながりづらい層へのアプローチを試みた。結果、受益者の8割が女性となり、女性問題とオーバーラップする新たな領域における課題感を見出すことができた。

また、本年度で最終年度となった休眠預金助成事業「公益活動における海外ルーツ青少年受け入れ体制推進事業（多文化対応推進支援）」では、最終的に16分野、34団体を対象に海外ルーツ青少年受入れのためのノウハウや研修機会を提供することができた。本事業へ参画した団体の中には、海外ルーツ青少年を対象とした独自の事業を創出したケースもあり、支援機会のすそ野の拡大に貢献した。

全体的な課題感としては、海外ルーツ青少年支援に対する社会的な関心が高まり、自治体による取り組みも増加し始める中で、全国的に支援の担い手の高齢化や不足が顕著になり始めてきたという点である。支援者の育成と同時に、多文化対応推進支援を継続することで、引き続き支援機会のすそ野を拡大することに努めていく必要がある。

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	若年層に対する日常・社会生活支援事業	15歳から39歳で、特に就労阻害要因がないと思われるか就労意欲の乏しいものに対し、就労意欲の醸成と社会適合・社会参加を助長し、就労又は就学により、受給者及び世帯の自立助長を促進し、円滑な社会生活の確立を目的とする。 (1) 発注者から依頼する支援対象者について、家庭訪問によるアセスメント、動機付け、適性診断等を実施し、その後、包括的就労支援事業、あだち若者サポートステーション、公共職業安定所などへの同行を通して、最終的には就職へ結びつける。 (2) 将来の確実な就労のため、支援対象者が高等学校、職業訓練校への進学を希望し、これが支援対象者の自立支援に効果があると発注者が認めた場合は、進学に向けた支援を行う。 (3) 不就労等の背景に精神疾患等があると思われる者については、定期通院をはじめとした日常生活自立、社会参加自立に向けた支援を行う。	通年	2名	アウトリーチ／足立区の被保護者15歳～39歳 約60名程度	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
		実施成果と課題				

		【実施成果】 (1) 新規件数の安定 昨年度44名から今年度は43名。 (2) 訪問件数の増加 昨年度985件から今年度は1,208件。 (3) 利用者、ケースワーカーとの情報共有件数の増加。 昨年度1,207件から今年度は1,299件。 (4) 支援対象者数の増加 昨年度85件から今年度は111件 (5) 支援終了者数の増加 先年度17件から今年度は36件 ・支援方法の選択肢、入口を広く持つことにより、ひきこもり状態にある対象者ほとんどの外出支援に成功。 ・昨年度から継続訪問していた対象者との関係性を深め、就労の必要性を気付かせた。結果、就労し始める対象者が増加した。 ・以前から青少年自立援助センターを知ってくれているケースワーカーからの依頼が多く、認知が広がった。 ・他機関との連携の強化に務めた。その結果、対象者の日中活動先を増やすことができ社会と関わる時間を増やすことができた。 【課題】 ・支援者が何度も入れ替わっているケースは長期化していることが多く、動かしにくさを痛感。 ・就労経験者を支援していく中で、再度就労したいと思わせる動機付けの難しさ。サポートステーションへの定着の難しさ。				
--	--	--	--	--	--	--

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	板橋区 子どもの学習・生活支援事業 まなぶーす	この事業は、生活困窮、生活保護及びひとり親世帯の子ども及びその保護者に対して、学習・生活支援事業を実施し、世帯への相談支援や子どもへの学習支援、居場所支援等を行うことで、高校進学及び卒業を支援し、就職や進学等の将来展望の明確化及び進路選択の幅の拡大を図ることで、貧困の連鎖を防止・解消することを目的とする。	通年	20名 (内、アルバイトは16名)	121名 (板橋区役所前教室：52人、西台教室：69人)	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
	①板橋区役所前教室 (27.6～)	実施成果と課題				
	②西台教室 (29.5～)	<成果> ●新規登録者人数と内訳 新規登録者数：42人名(内訳：小1：1名、小2：2名、小5：2名、小6：5名、中1：6名、中2：14名、中3：10名、高3：2名) ※R3年度から利用継続79人を含め、121人を支援 ●学年別登録者121人の内訳 学習登録108名、居場所登録13名 ※うち、ひとり親世帯は97名 ※生活保護世帯と困窮世帯の比率(人)は46：75 ●進路決定状況 ・中学3年生22名：全員合格 ・高校3年生5名(進学2名、就職3名) <課題> ・学習ボランティアの確保と活用 ボランティアの登録人数は前年度と比較して37名減の31名。登録人数は大幅に減少した。だが、昨年度に比べ学生ボランティアの実働回数が増え、社会人ボランティアは安定的に活動して頂けた。今後もボランティアの定着が課題である。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	子どもの健全育成学習支援(基礎)業務(八王子市)	この事業は八王子市からの委託事業であり、「不登校経験がある子ども、あるいは家庭環境に何らかの課題があり、家に居場所がない子ども等に対して安心・安全な居場所を提供し、生活習慣等に係る支援と併せて教科学習にとらわれない広義の学習支援を実施する。 また、この事業を通して一人一人の自立を促進し、貧困の連鎖を防止することを目的とする(仕様書より)」。「たべ塾」という愛称で、食育にも力を入れ、水・木・土の週3回、運営している。	通年	4名 (2023年4月から5名)	八王子市内に在住する生活保護受給世帯および児童扶養手当受給世帯の小学4年生から中学3年生(2023年4月から居場所支援のみ高校1年生まで対象拡大) 常時上限20名(仕様書上)	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		たべ塾の前身である基礎から学ぶ学習支援教室(2019年度)の対象は登校している子も多くおり、その子たちが2021年度で卒業した関係で、2022年度からは、ほぼ不登校の子が対象となった。そのため、欠席が多かった。少ない通所回数の中で中学3年生には進学のサポートを実施したが、欠席の多い子をいかに当事業につなげるか課題である。 また近年、生活保護世帯が主になってきており、児童扶養手当の受給世帯がなくなってきたため、両世帯ともバランスよく支援につなげていくことも課題である。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	福生市 子どもの学習支援事業 ふっさまなぶーす	この事業は、福生市内の生活困窮、生活保護世帯の子どもたちの学習支援、および居場所提供事業として実施。中学三年生については高校進学を目指し、受験勉強の指導を行い、目的達成を目指す。 また、学校生活が苦手な生徒には、安心できる居場所を提供することで、社会性が身につくようなカリキュラムを実施している。	通年	3名	延べ500名	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		<成果> 毎年7月に福生市による約600世帯への広報を行って。3年前のコロナ禍のまん延状況あたりから利用希望者が減少していたため、今年度は、少人数でお教室開催となったが、中学3年生3名が希望する高校へ進学したことは、一定の役割を果たせたのではないかと考えている。 <課題> 福生市も不登校児童生徒が少ない地域ではなく、生活困窮者・生保世帯と対象は限定しているものの、役に立てる範囲で利用者増を考えたい。特に市の子ども家庭支援センターや相談室へのアプローチをはじめ、フードパントリー利用者への情宣などにも力を入れてゆきたい。また、市の委託事業ではあるが、仕様に縛られることなく、定員以上の受入や、子ども食堂とは銘打たないまでも、YSCで提供している昼食(小学生250円・中学生300円)も開放してゆきたい。				

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(13) 特定非営利活動を行う団体に対する情報提供・助言等の支援事業	【内閣府委託事業】 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）	内閣府主催のアウトリーチ（訪問支援）研修に於ける実地研修として研修生の受け入れをしている。 本年度は10月17日～25日の期間で3名の研修生を受け入れた。	通年	5名	研修生定員3名	施設運営事業に含まれる
		実施成果と課題				
		研修内容として、特にひきこもりへの基本的な理解から始まり、インテークやアウトリーチのロールプレイを体験してもらった上で、訪問先の家族の同意を得て実際の支援現場への同行研修を行った。				
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(14) 上記(5)(13)の事業の一環として出版事業	【本来事業】 書籍販売	河野理事長執筆の「わが子のひきこもり待つだけでいいのでしょうか？」は、セミナー・講演会での反響で効果を上げている。 今年度の販売数は27冊。	通年		ひきこもりを持つ保護者。 関係機関向け。	本来事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		今年度は、厚生労働省が改めて「ひきこもりマニュアル」を左傾することと、実践報告を表したYSCの書籍の重要度が増している。 この流れをふまえての販売を促進してゆく。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(15) 上記(2)(5)の事業の一環として無料職業紹介事業	無料職業紹介所	職業安定法に基づき、就職を希望する求職者と労働者を求める企業との仲介を行って、双方の要求を満たすような就職の実現を目的とする無料職業紹介サービスを提供。	通年	3名	求人者(企業)、求職者	本来事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		主に法人の各事業所における職場実習を経て雇用関係が結ばれたケースに於いて活用した。				

2023年度(26期)事業報告
2023年6月1日から2024年5月31日まで

理事長 河野久忠

本年度の事業は、コロナ過で実施できなかったイベント等が概ね復活することが出来ました。7月に福生七夕祭りが実施されることに伴い、当法人でも屋台の出店を4年ぶりに実施しました。もともと、利用者が楽しむ場でもあります。元利用者が近況を聞かせてもらえる場でもあります。今回も、多くの元利用者が訪ねてきてくれて元気な姿を見せてくれました。また、秋には文化祭も実施し、記念講演と理事長対談では、青少年健康センターの井利由利さんに登壇いただき、若者支援の現状と課題について熱のこもったお話をいただきました。近年は、ひきこもり支援分野において、一歩間違えると支援を否定される事象が起こっており、支援の必要性や有効性に関して対談できたのは大変意義のあるものでした。

1月の能登半島地震に際しては、状況が落ち着いた時点で、ボランティア隊を結成しがれきの撤去等の作業に2回参加しております。なかなか進まないがれきの撤去等の課題があるので引き続き長期的な視点で利用者と共にボランティア参加をしていこうと計画しております。

事業全般的には、大きな変動なく実施することができました。

八王子支所においては、助成金を活用し、高齢化の進む団地において、若者がコラボして活性化を促していくプロジェクトを推進しております。団地自治会のイベントの手伝いや広報誌の配布等を開始しています。地域のとの繋がりや若者の定住等が促進できればと考えております。

YSC グローバル・スクール(定住外国人支援事業部)は 2022 年度より引き続き、アフターコロナによる入国規制の終了、少子高齢化の深刻化に伴う新規来日外国人の急増といった社会情勢の変化に対応するため、支援体制をこれまでの 1.5 倍に引き上げて緊急的な対応を継続しました。これにより、通所・オンラインを併せ、海外にルーツを持つ子どもだけでなく、就労や日本社会への定着支援を必要とする若者・外国人生活者、難民等、合計 441 名に日本語教育・学習、日本で生活するための基本的な知識理解等の機会が提供されました。また、子どもの日本語指導については、4つの自治体と連携、委託契約を結ぶことで、オンラインを通じて公教育の一環としてYSCの日本語教育を受講できる取り組みを広げています。

さらに、2020 年以降は休眠預金助成を活用し、全国の公益活動を対象として多文化対応推進のための中間支援を実施してきましたが、令和 6 年度にはこの活動をさらに発展させ、休眠預金助成資金分配団体として、海外ルーツ支援に取り組もうとする各地のNPO等へ、資金的支援を伴う伴走を行ってまいります。今後も海外ルーツ支援のフロントラインとして、共生社会の基盤整備および支援体制の自治体間格差の是正に貢献できるよう、引き続き活動に取り組んでまいります。

全般的には、安定した状況ではありますが、人手不足による人材確保は苦勞している状況が続いております。特に福祉の資格を持っている方の確保が難しい現状があります。採用に関することも含め

て、様々な情報や助言を貰い、そして学習して対応しております。安定した運営が出来る環境整備が出来るように専門家も交えた形で、課題の整理を実施しました。そこで得た知見も現場に反映できるように尽力してまいります。

当年のその他の事業の実施なし

2023（令和5）年度事業実施報告（2023年6月1日～2024年5月31日）						
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額（千円）
（１）青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営 （２）不登校、引きこもりであった青少年が、自立を目指す一環として就労体験をする機会を提供する事業	【本来事業】（長期利用者）	ひきこもり状態にある若者を対象に、寮生活をしながら、生活改善支援、作業体験、職場実習、ダンス等のカルチャー、各種イベント等様々な活動を通して、個々の抱える課題に共に向き合い、それぞれが目指す方向（社会的自立）と定着を個別にサポートする。 また、ひきこもり状態にある子どもを持つご家族からの相談をお受けし、状況に応じた対応や情報の提供を行う。	通年		16名	89,913
		実施成果と課題				
		<成果> ・新規入寮は3名（内、家庭訪問を経て入寮した者は2名）、卒寮は3名。 <課題> 相談の中で訪問や入寮の必要性は十分に感じつつも、金銭的なことを理由に断念したり、訪問前の親御さんに担っていただきたい部分に躊躇されている印象を受けた。また、遠方からの問合せが前年度に比べ減少した。広報や見せ方の工夫が必要と感じた。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額（千円）
（１）青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営 （２）不登校、引きこもりであった青少年が、自立を目指す一環として就労体験をする機会を提供する事業	【厚労省委託事業】若年無業者等集中訓練等プログラム（6か月）	仕事に就いておらず、家事も通学もしていない15歳～49歳の者のうち、週20時間以上の就職に向けた取組みへの意欲が認められる者が対象。6か月間の合宿生活を通して、職場実習（OJT訓練）、資格取得支援等を実施することで、自信の回復、就職に必要な基礎的能力の獲得等を図り、就職に結びつけることが目的。	通年		16名	施設運営事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		<成果> ・参加者16名（内、女性0名） ※生活保護受給者は4名 ・内訳は10代：2名、20代：8名、30代：5名、40代：1名 ・平均年齢は27.5歳 プログラム修了時の状況（内、7名はプログラム継続中につき除外） ・就職：5名 ・途中退所：3名 出身地は都内8名、都外3名 <課題> 参加者は前年度から微増するも、問合せや見学に繋がるケースも少なく、当該プログラムの有用性や必要性について、関係者・保護者共関心は高いが、利用に繋がらなかったケースも。本人への後押しや対象者の絞り込みについて、職員の誘導力を高めつつ、プログラムの必要性や活用の仕方について改めて発信の仕方も考えていきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(3) 上記(2)の事業として、漬物用野菜の加工事業、漬物、海産物等の物品販売及び乳製品等の製造販売事業、衣類・家具等のリサイクル商品の販売及び受託販売、リサイクル資源の再商品化業務及びその受託業務、清掃及びハウスクリーニング事業及びその請負事業、その他 上記事業に関連する諸事業の運営	ハウスクリーニング部門ビソアシスト	この事業は、ひきこもり、ニート状態にあった若年者及び障害者を対象に就労支援を目的とし、ハウスクリーニング事業を実施している。 業務内容はハウスクリーニングにとどまらず市内地域会館や老人介護施設の定期清掃の他、一般住宅や賃貸住宅のリフォームも行っている。 他には、ハウスクリーニング事業で培ったノウハウを活かし八王子市、荒川区若年無業者就労促進事業ハウスクリーニング基礎技術取得講座を実施している。今年度から新たに公益財団法人東京しごと財団の委託を受け障害者向けのビルクリーニング・ビル管理を中心とした通所型訓練を開始した。一期2ヵ月間で年度4回開講。	通年		本部寮生5名 合宿型訓練生15名 ジョブスペース 游利用者10名 知的・精神障害者7名	施設運営事業に含まれる。
		実施成果と課題 当法人の障害者作業所の利用者を中心に、市内の老人ホーム、老人介護施設の定期清掃を行っている。 通常作業よりワンランク上の作業と位置付け、より実社会に近く、利用者のモチベーションとなっている。 ハウスクリーニング基礎技術取得講座及び障害者委託訓練ともに定員割れの状態なので他部署と連携し受講者の獲得をはかりたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	【本来事業】相談・家庭訪問	ひきこもり状態の若者の家族等からの相談を受け、置かれた状況に応じた家族としての関わり方や社会資源等の活用方法を助言する。 また、家族間のみでの対応が困難な状況など第三者の関わりが必要なケースにおいて、家族等の依頼により自宅等に訪問する。 当事者ご本人に進路に関する情報提供や家族関係や環境整備等の課題についての助言を直接的または間接的に、必要に応じて適切な社会資源に繋ぐ。	通年	5名	全国のひきこもりの課題を抱える家族・当事者	86,040
		実施成果と課題 公的機関等に相談したが課題解決に至らなかった結果として当法人に相談に至る割合が増しており、より困難なかつ複合的な課題を抱えた状況のケースへの支援が必要となっている。				
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	セーフティネットあだち事業	社会参加への一歩を踏み出せないことで、問題を抱えた本人、または、ひきこもりを持つ家族で問題を抱えている方への支援を実施している。 活動内容としては、相談支援、支援機関への誘導支援、後追い支援、出張相談会の実施を行っている。	通年	6名	足立区80名	相談・家庭訪問に含まれる。
		実施成果と課題 社会参加が困難な利用者に対して、関係機関と連携をしながら定期的な来所を促して個別相談を実施した。内部での居場所支援に繋ぐケースが多くあり、イベントや日々の関わりの中で少しずつ変化が見られる場面が見られている。 課題は新規相談を来所相談へと繋ぎきれなかったケースが少なくなかった事。相談員の日々の研鑽は元より、外部との連携がスムーズに図れなかった事なども要因に挙げられる。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	若年者就労支援業務委託 (あらかわわかもの就労サポートデスク)	この事業は15歳から概ね44歳までの若年無業者に対して、就労に関する個別相談及びセミナーを実施することにより、若年者の就労を支援し、安定的な雇用の促進を図ることを目的として実施している。 主な支援内容としては、キャリアコンサルタント・臨床心理士・社労士による専門相談、セミナー実施による活動の基盤作り、GATBやキャリアインサイトなどの適性検査・適職診断、パソコン検定に向けての指導、ハローワークや関係機関との連携、定着支援等、各人が置かれた状況に応じて職業自立に向けたサポートを行っている。	通年	6名	110名	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		<実施成果> - 今年度も年代に合った支援を実施、それぞれの状況・特性に応じて専門相談員に誘導、支援強化を図った。 - セミナー内容を検討、反響が良かった物を土台に新バージョンで実施した。 <課題> - 新規登録者獲得と、利用者のニーズに合った支援内容の見直しを行ない就労決定者数を上げていきたい。 - 就労意欲喚起に向けてカウンセリング強化を図る。 - 専門相談員との事例検討を密に行うと共に、相談員のスキルアップを行う。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	青梅市ひきこもり等支援事業	ひきこもりに関する講演会：青梅市内のひきこもりの課題を抱える家族、当事者、支援者に向けた講演会 ひきこもりの状態にある本人や家族のための相談会：ひきこもり状態の若者の家族等からの相談を受け、置かれた状況に応じた家族としての関わり方や社会資源の活用方法等を助言する。	通年	3名	青梅市内のひきこもりの課題を抱える家族、当事者、支援者	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		7月にひきこもりに関する講演会を実施 ひきこもりの状態にある本人や家族のための相談会				
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	【多摩市委託事業】 多摩市児童青少年課委託事業	本事業は、多摩市民向けのひきこもり支援事業です。 本年は、市民向け講演会を一回開催した。	通年		多摩市民	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		本年度は、ひきこもり状況の理解と支援の現状を理解する為の講演会と元当事者の体験談の二部構成で実施した。講演会は理事長の河野が登壇した。体験談は、当法人の支援を受け自立をした2名が参加し、ひきこもり状況当時の気持ちから、現在に至るまでの心情の変化を語ってもらった。第一部の講演会の模様は、多摩市の公式YouTubeチャンネルで配信されている。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	東京都ひきこもりサポートネット	この事業は、当事者・家族等から相談に応じるとともに、相談内容に応じて適切な相談機関、支援機関の紹介等を行う。 主に電話相談、メール相談、訪問相談、ピアオンライン相談ならびに年6回の巡回相談、家族セミナー・個別相談、平日個別相談を実施し、ひきこもり状態の早期発見につなげ、状況に応じて継続的な支援を行っていく。 【相談活動】 当事者・家族等からの相談に対し、東京都の「提言」に基づき一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細やかな支援を行う。 また、具体的課題解決へのアプローチ、つながり続けること目指すアプローチの両輪を組み合わせた視点を持ち、当事者・家族等のニーズに合わせた適切な相談機関、支援機関の紹介、当該機関との有機的な連携をし、切れ目のない支援にあたることを目的としている。 【多職種専門チームと区市町村ネットワーク構築支援事業】 相談業務及び区市町村支援業務における困難ケースや専門的な知見に基づいた助言を要するケースについて、意見や助言を得ることが可能となる制度を構築（医療、心理、福祉、法律）する。 また、都が指定する区市町村において、自治体におけるひきこもり支援に係るネットワークを構築するため、自治体職員等との情報交換会、事例検討、勉強会を実施する。	通年	17名	【新規登録者数】 1,311人	相談事業に含まれる。

実施成果と課題						
【相談活動】 解決を目指す＆寄り添い続けるの2軸のアプローチをおこなった。伴走支援を伴う相談件数が増加し、電話相談は、昨年度の倍にあたる4000件となった。次年度の課題として次のステップとして訪問や来所相談につなげていきたい。 【多職種専門チームと区市町村ネットワーク構築支援事業】 令和3年度より、ネットワーク構築支援事業開始。10自治体と実施したが、各区市町村によって、ひきこもり支援施策の進捗は異なる。引き続き、各区市町村のニーズを把握し、困難事例を元になるように、多職種専門チームでのケースカンファレンスをおこない、自治体にフィードバックをおこない、庁内連携のキッカケになるように働きかけていく。次年度に向けて、各自治体の現場スタッフが意見交換などをおこなう交流会の実施を検討していきたい。						

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(4) 青少年とその保護者に対する相談事業	フリースペースわかば	この事業はひきこもっていた対象者が社会参加する為の準備、またはひきこもり防止を目的として実施している。 ①学習：学校や家庭以外の場を提供し、中学生までの勉強範囲で学校の補習から高校進学支援までの学習のお手伝いをするとともに、それぞれの目的に応じた学習を行う。 ②居場所：コミュニケーションや対人関係に自信のない方に対して、社会性を養う居場所の提供。ご本人のペースで社会参加・体験活動を実施し、人との関わりを醸成していく。 わかば利用者延べ数は 11 件。	通年	1名	自主予算の為、範囲無 0名	相談事業に含まれる。
		実施成果と課題 現在は利用者が0名。 生活保護世帯の利用者は見学、体験枠として利用中。 内部での地域若者サポートステーションの利用者や板橋区の学習支援事業などとも連携しながら、社会体験活動やスポーツ交流などを企画、運営を行っている。 課題は外部からの一般の相談者の受入れ体制が整備できなかった事。 周知活動についても課題となっている。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	あだち若者サポートステーション	15歳から49歳までの若年無業者を対象として、その就労支援のため各種相談事業（スタッフによる個別面談、キャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリングなど）、就職活動に役立つ各種セミナー、さらには、職業経験の少ない若者に働く現場を体験して貰うため、職場体験プログラムを用意し利用者に提供している。	通年	6名	登録者 ：約110名 相談件数 ：約3,100件	#####
		実施成果 【相談・セミナー活動】 対面での面談・セミナーなどへの参加者も年々増加。スタッフ間でもあだちサポステとしての目標を共有し動いた年度となった。新規登録者数は伸び、相談件数並びに就職者等数も伸びる結果となった。 【ジョブトレ・職場体験】 社会の中で「多様性を受け入れよう」という風潮に乗ろうとする企業が増えてきた印象。連携企業が増え業種も広がりを見せてくれることを願うばかり。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	いたばし若者サポートステーション	この事業は、関係機関との連携の下、15歳から49歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、週20時間以上の就職に向けた取り組みへの意欲が認められ、ハローワークに於いても就職を目標にし得ると判断した者及びその家族を対象に、各人が置かれた状況に応じて個別に支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによる職業的自立の実現に向けた継続的なサポートを行うこと。	通年	4名	登録者：69名	情報提供事業に含まれる。
		実施成果 総利用件数：2,638件 ＜実施成果＞ ・広報活動の見直しを行い、インターネット上での周知方法や板橋区との協力を得た広報活動に注力した。 ・打合せを定期的の実施しプログラムの充実を図った。 結果、総利用件数の増加に繋がった。 ＜課題＞ ・登録者数を増やすため、広報活動の見直し及び板橋区やその他関係機関との連携強化を行うこと。 ・就職者数を増やすため、利用者のニーズと企業の求人状況を加味した職場体験プログラムの充実やロードマップの見直しを図ること。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	多摩若者サポートステーション	15～49歳の若年無業者の就労支援を目的として福生市と八王子市（サテライト）に相談窓口を設置している。 各種相談事業（個別面談、キャリアカウンセリングなど）、就職活動に役立つ各種セミナー（ジョブトレ・ボランティア活動、コミュニケーションセミナー、PCセミナー、職業適性検査、職場定着支援セミナーなど）、様々な業種の企業での職場体験プログラムを用意し利用者に提供。 また、宿泊型の若年無業者等集中訓練プログラムを6ヶ月間4回実施し、地元自治体はもちろん全国から参加できるようオンラインでの説明会を実施している。	通年	8名	15～49歳の無業者 登録者：174名 （令和5年度）	情報提供事業に含まれる。
		実施成果 6月以降からの新規登録者が減少傾向にあり、前年度から大きく新規登録者の数字を落としてしまった。一方で、近隣定時制高校にて説明会を行うなど、外部での周知活動を実施するようになり、10代の新規登録者の割合が増加した。 就職者数では昨年度少しだけ上回る結果となり、停滞気味の利用者に対してさまざまなアプローチで動かすことができた結果、意欲が高まり就活につながった。（就職者等数：86名⇒88名）				

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	八王子市若年無業者就労促進事業	社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、なかなか就労に結びつかない若者が多い状況にある。そのため、一般就労への準備として、適切な支援及び指導のもと、就労の経験を積むことができる職場体験・職場実習及び中間的就労に向けた相談支援・セミナーなどを行い、若者が社会的に自立し、継続的に就労していけるよう支援する。	通年	4名	八王子市内在住・在勤・在学中の15歳～39歳までの者 新規支援対象者：130名程度	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		個別相談、就労支援セミナー、職場体験、職場実習、合宿型実践講座等の就労支援のほか、保護者相談、学校連携、就職決定者への職場定着支援等を実施した。				
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業	若者総合相談センター運営業務	若者向けのワンストップ相談機能を有する若者総合相談センターである。支援の必要な若者に寄り添う伴走的な支援を実施する中で、若者の悩み事を受け止め、問題の早期発見及び複数の支援機関による多角的な支援を行うとともに、義務教育以降の若者に対する切れ目ない支援を実施する事業。	通年	4名	八王子市内在住・在勤・在学中の15歳～39歳までの者及びその家族等 新規相談者数：200名程度	情報提供事業に含まれる。
		実施成果				
		若者やその家族に対する相談、家や学校・職場以外の第3の居場所の提供を実施した。 また、未だリーチできていない層を想定してWeb広告による周知活動を実施した。また、複合的な課題を抱える若者に対応すべく地域支援者による専門相談を実施した。				

13

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(7) 青少年、高齢者、心身障害者等に対する移送・家事・給食・清掃及び生活改善支援・就労訓練等の福祉サービス事業 (8) 上記(7)の事業として、グループホーム運営事業、地域生活支援センター運営事業、ガイド及びホームヘルプサービス提供事業、自立支援センター運営事業等の地域福祉増進のための事業	グループホーム事業	グループホーム（滞在型）での生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長することを目的として実施している。 今年度の新入居者2名、退居者3名。 利用者に対する食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、対人関係・余暇活動の助言等、日常生活に必要な援助を行った。	通年	26名	長期利用者 男性32名 女性4名	21,181
		実施成果と課題				
		コロナ禍で遅れがちだった虐待防止・身体拘束禁止など、障害者の権利擁護に関する体制整備が進んだ。 生活保護を受給していた男性利用者1名が一般就労を果たし、生活保護から脱した。 成年後見制度利用者の増加や70代の高齢障害者への対応などにて、地域の関係機関との連携が一層必要になってきている。 また、新興感染症発生時や大規模災害発生時に法人としてどのように対処するか、業務継続計画の策定が急務となっている。				

14

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業 (12) リサイクル資源の回収・再利用促進事業	【本来事業】ジョブスペース	この事業は障害者に対して社会生活に必要な基本的習慣の確立を目的とし、毎日の積み重ねによってより良い習慣形成や社会生活能力の向上、社会適応育成し、自立した生活を念頭においた支援を実施している。 具体的には体調管理、整容などの身辺習慣の習得、交通機関の利用、時間の認識、食事のマナーなど生活習慣の習得、挨拶、言葉遣い、連絡など基礎的なコミュニケーション能力の習得を目指している。 また、作業を通して、集中力や責任感を高めるとともに、作業従事を通して働くことの意義や自信を習得することを目標とする。また、作業技能を会得し就労につなげる。作業を通して得た収益は、利用者に工賃として還元する。	通年	14名	就労移行支援のべ利用者数 212名 就労継続支援B型のべ利用者数 8,214名	82,690
		実施成果と課題				
		・就労移行支援 就労者は1名となり、6ヶ月以上定着していることから、基本報酬は上がっている。 昨年度3月から登録者が0名となっている。今後は、利用者の新規獲得が難しい状況にあるため、就労継続支援B型から、就労を望むものに対し、就労移行支援の利用を促していく。 ・就労継続支援B型 活動内容の充実や工賃アップに注力し、就労継続支援B型からも積極的に就労支援を行っている。昨年度3月は登録者が53名となっており、のべ利用者数も増えている。 人数が増えたことにより、騒がしい等の環境的な課題が出てきている。多種の活動や作業を用意し、分散させていくことで対応していきたい。また、環境的な配慮を優先した上で工賃アップの方法を模索していきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	障害者就業・生活支援センター	厚生労働省と東京都からの委託事業。障害のある方、および障害が疑われる方を対象に就業および生活の支援を行う。面談、作業検査、職場実習などを通してアセスメントを行い、支援対象者の適性・能力・職業準備性などを把握したうえで、本人の希望に寄り添いながら安定的な就労および職場定着ができるように支援を実施する。 医療機関・企業・学校・行政・ハローワークなどの関係機関と随時情報共有と連携を行いながら、地域に根ざした支援ネットワークの構築と効果的な支援体制の確立を目指している。	通年	6名	センターの登録者525名及び、その家族や在籍企業の担当者、関係機関の職員など	障害者支援等の事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		求職者であってもすぐに就職活動ができる層は少なく、まずは金銭問題の解決や生活環境の調整などをして、職業準備性を整えるところから支援が始まるケースが年々増加している。 支援対象者の抱える障害や生活課題が複雑化・多様化することによって、より多くの関係機関との連携が必要となっているため、引き続き地域において支援ネットワークの拡充を図り、多機関それぞれの役割や専門性に応じたチーム支援によるケースマネジメントを展開していきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	中小企業障害者雇用応援事業	都内に事業所がある障害者雇用率未達成の中小企業を対象に、電話やオンライン、訪問等を通して障害者雇用の理念や制度、採用から雇用管理までの具体的なノウハウ等について普及啓発を行う事業(東京都産業労働局からの委託事業)	通年	2名	支援実績：203件	障害者支援等の事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		令和6年より障害者雇用率の2.5%に引き上げられ、週10時間以上の特定短時間であっても雇用率に算定できるようになるなど、法改正による様々な影響が予想されるため、企業からの新たなニーズを積極的に掘り起こし、適切でタイムリーな対応ができるようアプローチしていきたいと考えている。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	精神障害者就労定着支援事業	東京都福祉局から委託を受け、下記事業を行っている。 ・精神障害者の就労定着支援に関する連絡会を年2回開催し、講演やグループワーク等を実施することで、地域における支援力の向上と多職種連携を促進する。 ・年に4回、外部の有識者を事務局会議に招集し、上記連絡会についての企画・立案をするとともに、多職種連携を促進するための「連携促進ツール」を作成するための協議を行う。 ・医療連携コーディネーターを配置し、圏域内の精神科医療機関との連携体制を構築するとともに、デイケア職員および利用者向けの就労支援に関する交流プログラムを実施するなど、地域における医療機関と就労支援機関との連携を促進する。	通年	1名	200名ほど	障害者支援等の事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		上記の事業内容に加えて、精神科医療機関から個別ケースの支援依頼を受けることが増えており、医療ソーシャルワーカーと連携する場面が多くなっている。 引き続き地域の実情やニーズに合わせて連絡会や交流プログラムを企画し、医療連携の促進と支援ネットワークのさらなる拡充に努めていきたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11)ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	定住外国人支援事業部	【YSCグローバル・スクール】 海外にルーツを持つ子ども・若者を対象とした専門家による日本語教育・教科学習支援の実施および、2023年度よりこれまで別事業として扱ってきた外国人生活者(15歳以上の若者・大人で就学以外の進路を希望する者)向けの就労・定着支援をYSCグローバル・スクール事業として統合した。また、オンラインを活用した「NICOにほんこ×子どもプロジェクト」を、当初の目的を達成したため、別事業として単独名称を廃止し、YSCグローバル・スクールの取り組みとして統合し実施した。 【公益活動における海外ルーツ青少年受け入れ体制推進事業(多文化対応推進支援)】 主に日本人青少年を対象に活動を行ってきた公益活動団体等を対象に、海外ルーツの青少年”も”その対象として支援を行うことができるよう、必要な研修機会や伴走支援を提供することを通して、共生社会の基盤構築に寄与する事業。	通年	50	全国 ●子どもの教育支援：324名 ●若者・生活者支援：117名 ●多文化対応推進支援：18団体	97,251

実施成果と課題						
2023年度は2022年度に引き続き、「外国人急増」の社会情勢に対応するため、年間想定受入れ人数を、子ども350名/生活者(若者・大人)100名に修正して体制を整備し、社会的ニーズに最大限応えられるよう尽力した。特に海外ルーツの子ども支援においては、zoomによるオンライン授業を4つの自治体(三重県、山口県、東京都羽村市、愛知県名古屋市)との連携事業として委託契約を締結し実施することができ、自治体間による受け入れ体制格差の解消にも貢献した。2024年度は、新たに複数の自治体と契約を締結し、地方に暮らす、日本語支援が必要な児童生徒にもYSCによる日本語教育機会を提供できる見込みとなっている。 また、中間支援として取り組んできた多文化対応推進支援は、休眠預金助成事業となっているが、2023年度は特に基盤の弱い地方の海外ルーツ子ども支援団体への伴走支援に注力し、18団体にサポートを提供することができた。 2024年度は、以下の通り活動の方向性や体制を整備して、新たな共生社会の基盤づくりに取り組む予定である。 ＜YSCグローバル・スクール事業＞ 東京都足立区に開設していた教室は、足立区内の公的支援機会が十分に拡充され、また、周辺NPO等による取り組みも安定してきたことから、YSCとして一定の役割を果たすことができたと認識し、教室は閉鎖の上、活動をオンライン上に集約することで、まだ支援機会が不足している地方在住の海外ルーツの子ども支援へ集中的に取り組むこととする。尚、東京都福生市に開設している教室では引き続き、周辺地域から通所希望の子どもたちを受け入れ、「通所支援ならでは」の価値を追求していく予定である。 ＜中間支援事業＞ 2023年度まで休眠預金助成事業として、助成金を受けとり活動を行ってきた多文化対応推進のための中間支援事業は、2024年度より休眠預金資金分配団体として、海外ルーツ支援に取り組む他のNPO等へ資金的・伴走的支援を提供する側として活動をアップデートする予定である。これにより、日本社会の今後に必要な不可欠となる共生社会の基盤整備にたいし、YSCとして一層の貢献を果たしていきたい。						

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	若年層に対する日常・社会生活支援事業	15歳から39歳で、特に就労阻害要因がないと思われるが就労意欲の乏しいものに対し、就労意欲の醸成と社会適合・社会参加を助長し、就労又は就学により、受給者及び世帯の自立助長を促進し、円滑な社会生活の確立を目的とする。 (1) 発注者から依頼する支援対象者について、家庭訪問によるアセスメント、動機付け、適性診断等を実施し、その後、包括的就労支援事業、あだち若者サポートステーション、公共職業安定所などへの同行を通して、最終的には就職へ結びつける。 (2) 将来の確実な就労のため、支援対象者が高等学校、職業訓練校への進学を希望し、これが支援対象者の自立支援に効果があると発注者が認めた場合は、進学に向けた支援を行う。 (3) 不就労等の背景に精神疾患等があると思われる者については、定期通院をはじめとした日常生活自立、社会参加自立に向けた支援を行う。	通年	1名	アウトリーチ／足立区の被保護者15歳～39歳約100名程度	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。

実施成果と課題						
【実施成果】 (1) 新規件数の増加：昨年度43名から今年度は44名。 (2) 訪問件数の安定：昨年度1,208件から今年度は1,026件。 (3) 利用者、ケースワーカーとの情報共有件数の安定 ：昨年度1,299件から今年度は1,213件。 (4) 支援対象者数の増加：昨年度111件から今年度は119件 (5) 支援終了者数の安定：先年度36件から今年度は18件 ・月1回のスポーツイベントを企画したことにより、同年代との関わり、本部との関わりを増やすことができた。 ・他機関との連携の強化に務めた。その結果、対象者の日中活動先を増やすことができ社会と関わる時間を増やすことができた。 ・あだち若者サポートステーションと密に連携を図った。その結果、支援の方向性を合わせることができ就労者を出すことができた。 【課題】 ・定着支援・見守り支援が必要なケースにおいて、人員が不足しており、支援終了まで時間がかかった。 ・関連機関へのリファー時、人員が不足しており、リファーするまで期間が空くことによって対象者のモチベーションが下がることが多かった。 ・様々な角度で対象者の特性や今後の方向性を検討することが難しかった。						

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	板橋区子どもの学習・生活支援事業 まなぶーす	この事業は、生活困窮、生活保護及びひとり親世帯の子ども及びその保護者に対して、学習・生活支援事業を実施し、世帯への相談支援や子どもへの学習支援、居場所支援等を行うことで、高校進学及び卒業を支援し、就職や進学等の将来展望の明確化及び進路選択の幅の拡大を図ることで、貧困の連鎖を防止・解消することを目的とする。	通年	20名 (内、アルバイトは16名)	159名 (板橋区役所前教室：65人、西台教室：94人)	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
	①板橋区役所前教室 (27.6～)	実施成果と課題				
	②西台教室 (29.5～)	<成果> ●新規登録者数と内訳 新規登録者数：42人名 ※R4年度から利用継続78人を含め、のべ159人を支援 ●学年別登録者159人の内訳 学習登録140名、居場所登録19名 ※うち、ひとり親世帯は133名 ※生活保護世帯と困窮世帯の比率(人)は45:114 ●進路決定状況 ・中学3年生：23名、全員合格 ・高校3年生：4名(進学3名、職業訓練校1名) ・中学受験1名 海外ルーツの問い合わせが増え、SSWとの連携が密となった。 学び体験や昆虫採集の外部のイベントを実施 <課題> ・職員不足とボランティアの確保 深刻な人で不足に陥り9月～11月間は新規の受け入れを中止している。新規ボランティアの問い合わせ件数が減っており、定着しなかった。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	子どもの健全育成支援事業(居場所及び学習支援) (八王子市)	不登校経験がある子ども、あるいは家庭環境に何らかの課題があり、家に居場所がない子ども等に対して安心・安全な居場所を提供し、生活習慣等に係る支援と併せて教科学習にとられない広義の学習支援を実施する。 また、この事業を通して一人一人の自立を促進し、貧困の連鎖を防止することを目的とする事業。「たべ塾」という愛称で、食育にも力を入れ、水・木・土の週3回、運営している。	通年	6名	八王子市内に在住する生活保護受給世帯および児童扶養手当受給世帯の小学4年生から高校1年生まで(高校1年生は見守りのため新規は受け入れておらず)	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		コロナ明けもあり新規利用者は変わらないが延べ利用者数は増加、それに伴い「たべ塾」への通所が学校での登校扱いになるようにしていく流れを作りたい。生保家庭においては交通費が出る場合があるが、児童扶養家庭への交通費の捻出が課題。 また、令和6年度よりアウトリーチ機能が追加され、通所を待つだけでは作られなかった関係性作りを開所日以外でも出来るようになった。定員が埋まっている状態が続いているので今年度は全ての枠を埋めたい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	福生市 子どもの学習支援事業 ふっさまなぶーす	この事業は、福生市内の生活困窮、生活保護世帯の子どもたちの学習支援、および居場所提供事業として実施。中学三年生については高校進学を目指し、受験勉強の指導を行い、目的達成を目指す。 また、学校生活が苦手な生徒には、安心できる居場所を提供することで、社会性が身につくようなカリキュラムを実施している。	通年	4名	延べ480名	ファミリーサポートセンター事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		<成果> 毎年7月に福生市による約700世帯への広報を行っている。今年度は、小学生を中心に、前半は学習、後半は居場所機能を提供することで、参加者の仲間意識の醸成が効果を発揮し、継続的参加につなげることができた。施設内は20代以上が多いせいか、子どもたちのしゃぐ声に日常と違った雰囲気にならなっていた。 <課題> 福生市も不登校児童生徒が少ない地域ではなく、今年は、特に学校へ登校はしているものの、学習の進度についてゆけない状態の児童の受入が中心となった。得意科目を伸ばす学習方法を取り入れ、飽きない程度の時間を学習し、その後は、広い食堂のスペースでゲームに興じるなど、工夫を凝らした対応を行った。が、新しい環境に慣れる前に来所することができなくなってしまうなど、次の段階につなげることが難しかった。次年度は、創意工夫を凝らしながら、この壁を乗り越えられるよう支援したい。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(13) 特定非営利活動を行う団体に対する情報提供・助言等の支援事業	【子ども家庭庁委託事業】 子ども家庭庁支援局虐待防止対策課	子ども家庭庁主催のアウトリーチ（訪問支援）研修に於ける実地研修の研修生の受け入れ。	通年	3名	研修生定員3名	本来事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		本年度は11月5日～11日の期間で3名の研修生を受け入れた。実地研修として実際の支援現場に同行研修を実施するために、ひきこもりへの基本的な理解に関する座学、インテークやアウトリーチのロールプレイ等を行った。 また、集合研修における研修講師を務めた。				
事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲 及び人数	支出額 (千円)
(14) 上記(5) (13)の事業の一環として出版事業	【本来事業】 書籍販売	河野理事長執筆の「わが子のひきこもり待つだけでいいのでしょうか？」は、セミナー・講演会での反響で効果を上げている。今年度の販売数は17冊。 また、山崎氏執筆「訪問支援」の販売数は2冊。	通年		ひきこもりを持つ保護者。関係機関向け。	情報提供事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		書籍販売は、アマゾンの通信販売を利用することで、全国の希望者の手に届けやすくなっている。さらに、書籍の意義をPRしながら販売促進を進めていく。				

事業名	部署名	事業内容	実施日時	従業者数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
(15) 上記(2)(5)の事業の一環として無料職業紹介事業	無料職業紹介所	職業安定法に基づき、就職を希望する求職者と労働者を求める企業との仲介を行って、双方の要求を満たすような就職の実現を目的とする無料職業紹介サービスを提供。	通年		求人者(企業)、求職者	本来事業に含まれる。
		実施成果と課題				
		主に法人の各事業所における職場実習を経て雇用関係が結ばれたケースに於いて活用した。				